

平成25年第12回平取町議会定例会（開会 午前 9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより、平成25年第12回平取町議会定例会を開会します。ただちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって2番丹野議員と3番四戸議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、12月4日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番
山田議員

本日招集されました第12回町議会定例会の議会運営等につきましては、先日12月4日開催されております、議会運営委員会において協議し、会期については本日12月11日から明日12月12日までの2日間とすることで意見の一致をみておりますので議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日12月12日までの2日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日12月12日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。日高地区交通災害共済組合議会に関する報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。行政報告について。教育長。

教育長

それでは本年12月定例議会における諸般の教育行政についてご報告申し上げます。まず学校教育事業等についてであります。1点目、平成25年度学力・学習状況調査結果についてであります。本年4月24日に実施されました、全国学力・学習状況調査にかかわる北海道全体及び管内別での結果が先月5日に北海道教育委員会のホームページに登載されるとともに、新聞報道等がなされたところであります。このたびの学力調査にありましては、4年ぶりに文部科学省が全国の小中学校を対象に抽出方式から悉皆方式に変更するなかで、国語、算数、数学の2教科について調査を行ったものとなっておりますが、都道府県単位での平均正答率の結果にありましては、8月に公表がされ、その結果といたしましては、北海道は全国の順位でいきますと、2科目を合算し、小学校が38位、中学校は45位でありました。順位からいきますと、4年前と比較を

して、わずかではありますが、改善されてきておりますけれども、依然として全国平均には隔たりがあり、厳しく受けとめざるを得ないものとなっております。このことにおいて、前段申し上げました先月5日、道教委が公表した道内の管内別の結果にありましては、日高管内は小中学校ともにすべての教科において、全道平均を下回り、その差は前年度と比較いたしましても、軒並み悪化し、日高管内は全管内中下位の位置となり、これまで以上に危機感を持つ取り組みを行わなければならない実態にあると考えるところであります。そうしたなかにおいて平取町の状況を申し上げますと、小学校にありましては前年度より全道との差が若干ではありますが大い傾向が見られます。特に、国語A、Bが平均より大きく下回っています。次に中学校であります、前年度にありましてはすべての教科において全道平均より上回る結果となりましたが、本年度においては横並びもしくは若干ではありますポイントを下げています。そのことにおいてこれまでの学力調査の推移等から判断いたしますと、近年において、町が学力向上対策として取り組んでまいりました、町単独教員の採用等におけるTT指導や、習熟度別指導体制等の施策による効果があらわれ、着実に功を奏してきているものと考えておりますが、いまだ十分とは言えない状況でありますので、平取町の児童生徒一人一人に、社会で自立していくために必要な最低限の学力を保障しなければなりません。そのため、教育委員会と学校においては、この学力調査の結果を真摯に受けとめ、課題は何かを改めて確実に分析を行い、その課題解決に向け努力していく必要があります。今後におきましては、北海道教育委員会が掲げる、平成26年度の学力調査までに全国平均点以上とする、そして平成29年度までにすべての管内を全国平均に引き上げることを目標とする上でのあらゆる施策に積極的に取り組むとともに、学校改善プランの見直し、家庭学習の充実、学校における補充学習の実施等について努めていかなければならないものと考えております。このことを踏まえ、教育長といたしまして、直近において開催されました町校長会議並びに教頭会議におきまして、ただいま申し上げました事項等の確実な実施について、校長教頭に対し指示を行ったところであります。なお、この学力学習調査にかかわる結果については、例年広報びらとりにおいて、町民にお知らせさせていただいておりますが、本年度の結果につきましては、今月下旬発行の町広報において、掲載する予定としておりますことを申し添えさせていただきます。続いて、2点目の平成26年度新入学児童に係る就学時健診等の実施につきまして、ご説明を申し上げます。10月8日及び10日となりますが、平成26年4月に町内小学校に入学を予定している児童の健康診断等を実施いたしました。来年度は現在48名の児童が入学予定となっておりますが、学校別に申し上げますと、紫雲古津小学校3名、平取小学校25名、二風谷小学校3名、貫気別小学校6名、振内小学校11名となっております。実施いたしました健康診断等の内容につきましては、内科検診のほか視力、聴力、歯科の各検査を行うとともに、児童の発育状況を調べるスクリーニング検査を合わせて

実施いたしました。教育委員会におきましてはこの健診等を通したなかで、児童一人一人の様子を確認し、状況によっては、保護者と入学に当たっての相談等を行うとともに、今月16日に開催をいたします、平取町就学指導委員会の協議結果等をもとに、児童に対し必要とする教育的支援並びに環境等を整えてまいりたいと考えております。続いて3点目の平取高等学校振興支援協議会の事業経過についてご説明を申し上げます。平取高等学校生徒確保及び生徒並びに保護者、学校に対する支援策を検討する本協議会ではありますが、9月定例議会におきましても協議経過等についてご説明申し上げてきておりますが、その際、平取高等学校に関するアンケート調査の実施についてご説明申し上げさせていただき、このたび、その集計結果がまとまりましたので、概要についてあわせてご説明いたしたいと存じます。なお詳細につきましては、本日より予定されております総務文教常任委員会においてご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご留意いただければと思います。平取高等学校振興支援協議会の事業経過につきましては、9月定例議会以降において、これまで2回の役員会と同じく2回の生徒確保委員会並びに支援対策委員会を開催しております。協議事項にありましては、前段申し上げました平取高等学校に関するアンケート調査内容の検討及び集計結果にもとづく、支援策の検討となっております。このたび実施いたしましたアンケート調査にありましては、今後における支援策を協議していく上の参考資料とすべきものとなっておりますが、10月21日から10月25日までの間において、町内中学校及び、平取高等学校生徒並びに保護者全員を対象として実施いたしました。10月28日から11月12日にかけて、回収されました調査票の集計作業を教育委員会事務局において行ったものとなっております。集計に係ります概要となりますが、まず、回収率にありましては、中学校生徒が82.1%、中学校生徒保護者が82.8%、高等学校生徒が59.6%、同じく保護者が58.5%となっております。質問等における回答といたしまして、特徴的な点について2、3申し上げたいと存じます。中学生が高校へ進学する際に、どのような考えで選ぶかとの問いに際しまして、最も大きい理由といたしましては、校風及び学校イメージとなっております。続いて将来の夢や目標をかなえるため進学及び就職に有利なところとなっております。また、平取高等学校へ入学したいと思うかとの問いに対しましては、全学年トータルといたしましては、入学したいが33.7%、入学したくないが25.0%、わからないが41.3%となっております。中学生保護者の結果といたしましては、1人でも多く平取高校へ入学させる上において、どのような支援策が必要かとの問いに対し、進学や就職に対する支援策として、各種資格取得経費にかかわる補助でありますとか、進学、就職におけるゼミナール等の開催といったことがあげられておりました。また、現役の平取高等学校生徒からの声といたしまして、入学してよかったところは何であるかとの問いに対し、学年に隔たりなく生徒同士の友情が育まれている、進学、就職における教師からのサポートが充実している、先生と生徒の距離が近く相

話しやすいといったことがあげられておりました。また反面改善してもらいたい点等にありましては、部活動の充実、学級を増やしてほしいといったことがございます。さらに保護者からは、生徒数の減少により高校がなくなることへの懸念、平取高校の魅力を町内中学生にPRする機会を積極的に設けるべきといった声がございました。ほんの一例となりますが、アンケート調査結果の内容についてご報告をさせていただきました。進路志向の多様化等により、地元普通科高校への進学率を高める上において、なすべき最善の対策はどこにあるのかを改めて協議会として検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。続いて学校教育事業等の4点目、振内地区児童生徒保護者との教育懇談会の開催についてご報告申し上げます。このたびの懇談会にありましては、振内中学校PTA会長、振内小学校PTA会長、振内保育所父母の会の会長の連名により、各保護者への呼びかけをいただくなかで、教育懇談会が開催されたものとなっております。懇談会にありましては、振内中学校の統合に関する事項が中心となりましたが、保護者からの要望にもとづき教育委員会からの統合に関する資料等の提出を行うことなく、保護者自身としての思い、考え方等についてざっくばらんにお伺いをいたし、意見交換を行ったところであります。現状においてはこれまで同様、統合に関しての具体的な進展はございませんが、校舎の老朽化耐震問題等がありますことから、今後においてはスピード感をもって対応を検討していかなければならないものと考え、現在、教育委員会事務局内部におきまして、子どもたちの安心安全な学校生活、そして教育条件をいかに図るかを最優先することにおいて鋭意検討をしているところでありますので、まとまり次第議会をはじめといたしまして、地域、保護者とのご協議を申し上げてまいりますので、この点につきましても、何とぞよろしくお願いをいたしたいと存じます。続きまして社会教育事業等についてであります。平成25年度上期生涯学習事業実績及び社会教育施設利用状況等についてであります。町民一人一人が自己の人格を磨き、健康で豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたり、あらゆる機会にあらゆる場所における学習について計画的に各種事業を展開してきておりますが、本年度上期における主な事業実施内容及び課題等についてご報告させていただきます。まず社会教育事業関連であります。計画いたしました事業がこれまですべて終了いたしましたところでございますけれども、このうち青少年教育におけるキッズチャレンジTHEあぐりにありましては、小学生45名の参加のもとに、酪農体験を実施し、牛の保育、搾乳等に挑戦をいたしました。実施にあたりましては、山田町議会議員をはじめ、JA青年部の皆さま方からなります実行委員会委員各位にはご多忙のなかご協力をいただきましたことに本席をおかりをいたしまして改めて深く感謝を申し上げます。また通学合宿にありましては、振内地区及び本町地区の2か所において実施をいたしましたが、合わせて26名の児童に参加をいただいたところであります。本年度にありましては、団体生活としての基本的なルール、礼節等を学ばせることはもちろん

のこと、早寝早起き朝ごはんを通学合宿の大きな目標とするなかで、国立日高青少年の家からの職員派遣を受けますとともに、本庁の外国語指導助手とあわせまして、家庭学習の充実に努めたところでもあります。続いてはその他における上期の青少年教育事業、成人教育事業並びに文化活動、さらには社会体育事業、文化財事業、図書館事業につきましては、教育行政執行方針、予算にもとづくなかで計画どおり実施してきたところではありますが、新規事業であります、町民大学につきましては、これまで6回の講座を開催するなかで、一般聴講者を含め、学生の方々に受講いただいているところでもあります。次に社会教育施設の利用状況ではありますが、中央公民館、町民体育館をはじめ、各地区における社会教育施設につきましては、前年度と比較をいたしまして、持ち回りとなります日高管内等の各種スポーツ大会等が減したことによります利用者の減少を除きましては、ほぼ例年どおりの利用となっておりますが、本年度から新たに毎月第2、第4日曜日において、児童生徒の居場所確保を主たる目的として、3地区の体育館を一般開放といたしました。上期までにはありましては、その利用は必ずしも有効的とはなっていない状況であります。また、アイヌ文化博物館及び沙流川歴史館等の利用状況にはありましては、対前年度同期と比較をいたしまして2000人以上の減少となっているところではありますが、その大きな要因といたしましては、修学旅行における団体利用の減があげられるものとなっております。このように減少傾向が続く博物館等の入館状況となっておりますことから、次年度以降にかかわります入館者の増対策として、先月下旬に札幌市で開催をされました北海道観光商談会に博物館職員が参加をいたしまして、観光事業者、旅行会社並びに旅行雑誌関係会社、あわせて22社との面談交流を行い、施設等のPRに努めてきたところでもあります。これらのPRをもとに、また、観光事業者等からの国内外における修学旅行、そして観光情勢等を聴取分析するなかで、いかに今後における入館者の増を図っていくか、その対策について検討してまいりたいと考えているところでもあります。以上本年12月定例議会におけます諸般の教育行政にかかわります報告説明とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。6番千葉議員を指名します。6番千葉議員。

6番
千葉議員

6番千葉です。本日は通告しております、除排雪作業の効率化と関係機関の連携について一般質問したいと思います。この問題は、以前にも数名、何件かのかたちで除排雪問題、常に取り上げられてきたことだろうと思いますけども、私はそれだけ毎年地域住民の方々が除排雪に対する、さまざまな課題問題を抱えている、そういったことなのだろうというふうに、捉えております。今回は

それらの問題点を踏まえまして、少し視点を変えながら、何点かに分けて質問していきたいと思っておりますので、真摯なお答えを回答を期待しております。まず1点目に、これはもう基本でございますけれども、除雪の一番基本となることは、町民の方多く感じられていることだろうと思っておりますけれども、町道の除雪作業のいわゆる出動について、当然のことではありますが、委託を受けてる業者は当然効率化を図りながら、路線を除雪していくというかたちをとっているというふうに思っておりますけれども、実は各地域特に振内、貫気別あたりもそうだと思うんですけれども、多く、積雪があったときの対応はどのようにやってるのかという、よく町民の方からそういったことを受けております。その日の気象状況を考慮しながら、積雪量や路線別などの作業の優先順位、これはやっぱりどのように決定しているのか、またその際、委託業者との連携や連絡体制はどのように行って、除雪作業にかかっているのか、その辺のことを含めて、まずもってお伺いしたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

それでは今のご質問にお答えしたいと思います。まず除雪にかかる順路と申しますか、順位性といえますか、そのことについてお答えしたいと思います。現状をちょっとご説明させていただきますけれども、まず除雪の路線でございます。町道につきましてはいま現在320路線でございます。総延長235キロメートルでございます。そのうち、除雪を行っておりますのが282路線、距離にしますと180キロメートル、%にしますと76%の町道を除雪しております。歩道につきましては61路線ございまして、総延長約20キロ、そのうち除雪を行っているのが46路線、17キロメートル、率でいきますと85%というふうになってございます。除雪体制、車両の関係でございますけれども、車道につきましては、7台の除雪車車両で対応しております。歩道につきましては5台の除雪車両で対応してございます。除雪の順位ですね、どの路線をどう順位性をもってやっていくのかということだと思っておりますが、基本的には幹線をやってから支線にいくっていうのが基本的なスタンスでございます。平取町、町道先ほど言いましたとおり、320路線ございまして、区分としましては1級幹線が18路線ございます。2級幹線が28路線、その他につきましては残り274路線がその他路線ということで区分しております。この1級幹線といえますのは、集落が50戸、50世帯以上の集落を結ぶのが1級幹線でございます。30戸以上の集落を結ぶのが2級幹線というかたちで区分をしております。そういうことで1級幹線の18路線を優先的にやりましてそのあと2級幹線、その他道路という順位性をもってやっていってございます。実際、具体的にはじゃあどういふ路線でいっているのかということになりますけれども、ちょっと例をあげて申し上げますと、例えば、除雪ダンプ1号車につきましては、川向、紫雲古津をやったら振内方面へ行きます。長知内、幌毛志、振内、ニセウ、岩

知志という順でダンプ1台は行きます。もう1台のダンプにつきましては、本町の市街地の幹線をやったらそのあと、小平、二風谷、荷負、そして貫気別方面というルートでいっております。その他グレーダーとかタイヤショベルとか2トントラックとかありますけど、それは支線のほう、それぞれの地域の支線を入れていっております。それと、豊糠豊建設さんに一部委託をしております。その豊建設さんは豊糠地区と芽生地区と旭の更生から上地区について、除雪の委託をしております。除雪車につきましては、実は振内に1台タイヤショベルを置いてございまして、振内の市街地を先にそのタイヤショベルではねているというのが現状でございます。それで一つ課題となるのは、車両の基地がほとんど本町を起点に車両がスタートするということで、この順路で行きますと、当然、振内、貫気別地区については、10時から11時頃でなければ車両は行かないという状況になっているのが現実でございます。ただ振内につきましては車両を1台置いてますので、市街地については、朝からあきますけども、それ以外の幹線については、どうしても10時、11時頃になるということでございます。一番大きな問題は、貫気別地区でございます。貫気別については除雪車両を置いてございませぬ。そういうことで市街地の除雪等時間帯につきましては、先ほど言いましたとおり、10時から11時、遅いときには12時ぐらいになるというのが現状でありまして、あわせて、幹線でありますトエナイ線、あるいはアブシ線について、除雪時間帯が遅くなっているというのが現状でございます。そういうことで、通学バスも運行してるというふう聞いておりますので、支障が出ているような現状でございます。この対応といたしまして、貫気別地区にも除雪車を1台配置するというのが一番好ましい姿でありますけども、9月18日に開催されました定例議会において、補正予算で対応したとおり、振内に配車しておりましたタイヤショベル、経年劣化で更新しようと思いましたが、1台2千万円もするっていうこと、それと車両の購入につきましては雪寒寒冷地域整備費補助金、国の補助3分の2もらえるんですけども、除雪延長距離からいって、平取町につきましては、4台しか、車両4台しか補助金をもらえないようなしくみになっております。いますでダンプ2台とグレーダーとショベルローダー1台補助もらって更新していってますのでこれ以上増車しても、国の補助はもらえないというのが現実でございます。そういうことで、なかなか貫気別地区に車両を配置するというのが難しいのかなというふうに考えているんですけども、実はですね、いま委託契約三和日成さんにほとんど全路線やや8割ぐらい委託してるんですけど、ちょうど契約が5年契約ですので、26年度で契約更新になります。そのときに合わせて、貫気別地区の問題もありますので、そのときに、業者さんとの委託契約のあり方、例えば、地区別に業者さんを設けて委託契約するとか、あるいは貫気別にも車両を置いて、車両基地を貫気別にも設けるとか、そういうかたちでいまこの問題について検討したいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。次の、業者さんとの連絡体制でございます。除雪にかか

る作業時間につきましては、委託業務要領に基づきまして、午前4時から午後9時までとなっておりますけれども、出動時の車両点検等がありますので実際の出動時間については、午前5時頃となっております。除雪の判断につきましては、本町地区については職員が行ってございます。振内、貫気別地区については、それぞれ地区に住んでおられる委託業者の職員さんから連絡を受けまして、最終的には職員が判断して行ってございます。当課の担当職員は、午前4時30分ぐらいまでには各業者さんと連絡を取り合って、除雪の出動命令を出してございます。除雪、降雪量ですね、町内一律とは限りませんので、時と場合によっては除雪順路を変えてやる場合もございます。そういうことから出動命令後担当職員は道路の状況を把握するために、すぐパトロールに出しております。そして、除雪車両との密接な連携のもとに、万全を期しているというのが現状でございます。以上でございます。

議長

6番千葉議員。

6番
千葉議員

ただいまご回答をいただきましたけれども、やはり私はこの問題につきましては、やはりどうしても山手側にある比較的積雪量の多い貫気別、振内、岩知志、あるいは豊糠、そういった地域の人たちのほうからの、やはり不安な要素、課長今答えてましたけれども、やはり貫気別にまず除雪すぐ出れる体制、これは委託契約再度スタートするときにはですね検討していきたいというお話でございましたけれども、このことについてはぜひ前向きにですね、当然予算のこともあるし、車両も除雪車両ということになるとかなり高額なものですから、補助を受ける台数も限られているということなものですけれども、これはぜひですね、貫気別地区あるいはその振内の除雪体制、振内からでしたら当然岩知志のほう含めてですね、カバーできるわけですし、当然貫気別に除雪車両常駐するというかたちになれば、芽生とか旭とか、そういった地域の人達についてもですね、かなり除雪体制早まっていいかたちになるのかなというふうに思っております。それをやっぱり強く言うことにはなぜなのかっていうことなんですけれども、やはり冬休み終わったあとの通学児童の問題、特に振内をみてみますと我が家の通りが一応通学道路なってきたわけなんですけれども、やはり通学時にですね、年に何回かといわれてもその年によって積雪量違うもんですから、一概には言えないですけども、結構苦労されながら、歩いて、また朝方出ていく車、仕事で出ていくような車も、かち合うということで、あまり良い状態にはなっていないということもですね、ありますので、貫気別含めて、振内、まあこの拠点となる除雪体制というのをぜひ確立していただきたいというふうに思っております。課長のほうから235キロ、町道全路線含めるとその距離に達して、対象となっているところも180キロぐらいあるということですから、これはもう業者さんとしては委託を受けてる業者さんとしては、大変ご苦労が多く、その都度、例えば住民のほうから要望を受けたり、指摘を受けたりしながら、除

雪を行ってる。このことに対しては、逆に敬意を表したいなというふうに思っておるくらいでございます。ただ、毎年このように、冒頭に言いましたように、一般質問で出てくるというかたちには、やはり課題問題点が残されている。これはもうぜひ今後に向けてですね、改善をしていくようなかたちをぜひ取っていただきたいというふうに思っております。それではまず、2点目のほうに移らせていただきます。国道、道道、町道、まあ各道路の管理者それぞれ違うわけですね。委託業者との連携協議について、次は何っていきたいと思います。当然国道、道道、町道、皆さんそれぞれ委託業者、個別に分かれておるわけですが、やはり町内によっては地域によりまして国道と町道の交差あるいは道道と町道の交差、あるいはまたこの三つ、国道、道道、町道三つの交差する地域も存在しております。お互いの連絡、連携不足なのかどうなのか、最近私の耳に入ってくることは、先に国道なら国道入ります、そのあと例えば道道なら道道入ります、するとやっぱり横断するようなかたちでどうしても雪山が残るという問題、これはどういう連携になってるのかちょっとその辺も紐解いてお伺いしないとわからないんですけども、最後に町道来るというかたちで、やはりどうしてもその近隣に住む住民の人たちは、たまたま私知っている地域では、個別でタイヤショベルの小さいのお持ちになってたりですね、まだ、なんとか元気のいいうちには私もお手伝いできるよというかたちで、はっきり言ってボランティアで最後の後始末をしてくれております。そのほかですね、町道から私道への除雪についても、関係世帯、まあいわゆるその私道に住んでおられる方、いわゆる受益者ですけども、の応分の負担をしても、何とか除雪はやっていただきたいんだと、いう地域がかなり存在しております。これは当然町道の管理区域ではないんですけども、やはり先ほど冒頭に言ったとおり、だんだんだんだん、除雪に対してのその地域に住む人達の高齢化の問題もありますし、なんとか、除雪や排雪作業の実施について、検討していただきたいという声が多く聞かれております。今後、地域の自治会それから町内会など、踏み込んだ協議も、私は必要と考えておりますけども、この点についてどうなのかなというふうに思っておりますので、答弁を求めたいと思います。またこのことについても、この私道を含めた、今後の取り組み、これはどのように考えているのか、もうそろそろですね、新しい試案を出しながら、地域住民に対して、できる限り100%満足しなくてもですね、近づけた除雪体制をとっていくべきと私は考えておりますけども、ご答弁のほどお願いいたします。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

はい。それではお答えさせていただきたいと思います。まず国道、道道、国あるいは道との町との除雪の連携、協議と申しますか、どういうふうにされておられるかということでございます。私建設水道課に来てからはですね、開発さん、あるいは土現さん、町さんと除雪についての打ち合わせ協議等はしたと

は、実はございません。話を聞きますと過去にはそういう協議を開発、土現、町、沙流3町と除雪体制について毎年協議をしていたというのは聞いております。私来てからはそういう協議したことはないというのが現実でございます。千葉議員言われるとおり、道道と町道と国道の交点、あるいは道道と町道との交点、あるいは私道と町道の交点、まあ交差点部分ですね、そこにどっちが先だ後だということなしに必ずそこに堆雪されるっていう、それが交通に障害があるということで、そういう苦情は時々私どものほうにも来てございます。それでですね、そういう過去は協議してたということで、実際その交差点部、交点部の除雪については、業界、実際受託している業界のなかでは暗黙の了解として、後に除雪した業者がそれを処理するという、そういう暗黙の了解がありまして、やっているのが現状でございます。ですから先に町道、道道との交点で町道がはねて、後で道道の除雪がきたら、道のほうが、その交差点部の除雪は行うというそういう業界同士の暗黙の了解があって対応しているというのが現状でございます。ただし平取町につきましては、後とか先とか関係なしに、町道、国道、道道との交点については必ずそっちの道路のほうに雪を押し出すのではなく、交差点部については、除雪板の操作によって、左右に散らして必ず道道、国道に雪を出さないように私どものほうは指導しておりますので、あと先ということはないかなというふうに考えてございます。次に、除雪町道、私道等の地域との関係、そしてあるいは応分の負担等についてどうなってるのかということでございます。実際、除雪のなかで一番苦情が寄せられるのは道路の沿線に住んでいる方からの苦情が一番多いです。それはなぜかといいますと、玄関前に雪を朝早く起きて除雪したのに、町の除雪車が来て、また雪を置いていくと。どうしてくれるんだという苦情が実は一番多いというのが現状でございます。これにつきましては、沿線に住する人たちの玄関先に堆積されました雪やあるいは私道と町道との交差点の雪につきましては、除雪あるいは排雪することは、箇所数からみてもうちの除雪体制、車両台数、委託料からみても、それを全部やるということは現実的には不可能でございます。そういうことで、週報等に掲載して、住民のご協力をお願いしたい。ということで、実はやっているところであります。それでも現実には、町全体が高齢化して、なかなか体力的にもなくて、自分たちで昔は若かったからはねれたけど、いまはできないというのが現状かなというふうに思います。そういうことからして、これから一番大事なことについてですけども、降雪に対する地域の除雪体制の活動はどうあるべきかということが一番大事でないかと思っております。現在、実際平取町においても全国的な課題と同様に過疎化や高齢化の進展によりまして、地域の雪かきの担い手が不足しているというのが現状でございます。国内におきましては高齢者による屋根の雪下ろし中の事故等が多く起きているのも現実でございます。これらに鑑みまして、国は、昨年度豪雪地帯対策特別措置法の改正、及び豪雪地帯の対策基本計画の見直しを行っております。その見直しによりまして、地域における除排雪の整備に係る規定等が追加されたところ

でございます。これを受けまして、国土交通省は地域における徐排雪の体制整備を促進するための改正された豪雪法及び基本計画の内容を踏まえながら、町内会や自主防災会のリーダーにむけた、地域除雪活動実践ガイドブックを作成いたしました。このガイドブックには数多くの地域の除雪活動の実践例が掲載されておりまして、大変参考になるものでございます。基本的な考えとして、これからは、行政、自治会、それから地域住民、受益者ですね、そういう人たちが応分の負担をして、体制整備を図って、除雪にあたっていくっていう、そういう時代でないかということを書いてあるわけでございます。当町におきましても、前段申し上げましたとおり、過疎化あるいは高齢化の進展に伴いまして、除雪体制の整備を具現化していかなければならないというふうに考えておりますので、国土交通省の作成した地域実践活動ブックを参考にしながら、地域住民が安全で安心して暮らせるよう、地域の自治会組織とも十分協議をしながら、推進してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

千葉議員。

6 番
千葉議員

地域により、特に雪が多い地域は本当さまざまな問題点、各地域で捉えているんだなというふうに改めて私も感じておる次第ですが、今の質問のちょっと原点に戻りますけども、国道、道道、町道の三者におけるちゃんとした除雪に対する話し合い協議というのは、いつの間にか暗黙の了解ということで返ってきたんですけども、これはぜひですね、もう一度原点に戻ってですね、国道を管理する開発局、それから、道道を管理してる道のほう、それから町道、この三つはですね、共通なやっぱり意見交換というのはやっぱり原点として求められているのかなというふうに思っております。課長答弁ありましたとおり、町の除雪に関しては本当最後にきれいにだいたい片づけてくれている。これは本当にありがたいことだなと思っておりますけども、逆に最初に入ってくる時間帯もあるんですね。で、あとから道道とか国道の一部歩道の部分とかっていうかたちになれば、また再度、山になるということで、せっかくきれいにやっていただいても、国道を管理する道路管理者、道道を管理する管理者、この共通の意見がやっぱりなければ、なかなか要望に沿った除雪はできないと思っておりますので、今後の課題としてですね、暗黙の了解も確かに結構なことなんですけども、きちっとした話し合いを1回持たれてですね、協議をしたらいかがかなというふうに思っております。それから、ご答弁のなかで出た私道の関係なんですけども、課長言われるとおりなかなか玄関先をですね、要望に沿って、全部やるなんてことはこれはもう絶対不可能なことだと私も思っております。仮にお願いされて何か所かやったら、これはもう全部やらなくちゃいけないというかたちは僕も理解しておりますので、やはり先ほどから出ておる自治会とか、その地域の町内会含めてですね、連絡協議会的なものはやっぱり除雪に対するもの

しっかりと持っていただいて、それです、地域の实情に合った、地域の応分の負担も踏まえてですね、ぜひ、今後の検討課題としていただきたいなというふうに思っております。特に過疎化高齢化の問題です、やってあげたくとも隣近所、一生懸命やってくれてるんですよ実は、見てたら。だけでもその隣近所の人たちも段々高齢化して腰が痛いとか足が痛いつて言いながらも、いまのところは頑張ってくれてます。けれども、近い将来、それもやはり不可能になってくるというかたちが出てきますので、このこともですね、今年いきなりどうのこうのということではなくて、来年度に向けた、体制を、話し合いを持っていただいて、ぜひ地域としても、応分の負担考えても私やってもらいたいという箇所がかなりありますので、ご検討願えないか伺います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

はい、地域の除雪体制の整備ということで先ほど申し上げましたとおりでございますので、本当に地域自治会と、行政側とタイアップして、取り組んでいくというのが大事なことでないかと思えますし、それは現実的に実際取り組んでまいりたいというふうに考えております。それで、いまもう1点、除雪で要望が多いのが、私道の除雪の希望が実は多くなってきております。それは例の高齢化によるものだと思うのですが、結構私道、まあ20メートルの人もいれば100メートルの人もいろいろあるんですけど町道とアクセスしている道路がかなり多くなってきておまして、私道を除雪していただきたいと、そういう要望がだんだん多くなってきております。そういう現状を踏まえて、知らん顔は町としてはできませんので、そのことについては、いま町道の管理規定がございます。基本的には私道については除雪しないことになっておりますけれど、そういう要望が多くなってきたということ、それと先ほどのことの沿線の問題等もありますので、私道については、除雪の管理規程を、いま見直しをかけているところでございます。ですからそういう意味で私道も今後そういう、場合によってはですね、除雪していかなければならないのかというふうに考えておりますので、いま見直しをかけておりますので、ご理解していただきたいと思えますし、先ほど言いました自治会との連携、それから応分の負担について、関係課と十分協議させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

千葉議員。

6番
千葉議員

ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。それでは次の質問に移りたいと思えます。除排雪作業の安全対策についてお伺ひしたいと思えます。現在まで町道の除排雪作業のなかで幸い平取町においては、大きな事故の報告例はありませんでしたが、昨今、お年寄りや子どもたちが犠牲となる大変痛ましい、除雪作業

中の事故も各地で報告されてるのも事実でございます。町として、委託業者との間で除排雪作業に対する安全対策はどのような方法で行われているのか、除雪機械の同乗者、それから交差点などにおける作業のときの誘導員、それから監視員の配置など含めましたですね、安全対策について伺いたいと思います。委託契約の際に交わされている、安全作業についての、逆に言うとそのマニュアル的なものはあるのかどうか、このことについてご答弁を求めたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

はい、それでは除雪時の作業の安全対策についてというご質問でございます。除雪作業については安全第一ということでございます。作業の安全対策につきましては、委託業務の処理要領によりまして、まず作業計画書、それから作業手順書等を記載した事務処理計画の提出を義務づけております。作業にあたって、十分安全確保がされているかどうか内容について、当町のほうでチェックをしておりますし、また、労働安全衛生法に基づく月1回の安全訓練及び危険予知ミーティングの実施状況についても報告書を提出していただくよう義務づけているところでございます。現場のほうでございますが町としては、特に除雪作業の安全対策として、同じくその委託業務処理要項によりまして除雪車両につきましては後方確認等のために必ず助手を同乗させるよう義務づけてございます。ダンプだとかショベルは必ず2名体制で除雪にあたっております。ただし、実際グレーダーにつきましては、2名乗れるスペースがございません。で、乗るとレバー操作ができないということでグレーダーだけは1名でやっているというのが現実でございます。そしてその助手につきましては誘導員も兼ねておりますので、先ほど議員指摘されました交差点時の除雪時等については、状況を見きわめながら車両から降車して周辺の車両の誘導をしたり、歩行者の安全確保に万全を期するように義務づけているというのが現状でございます。そういうことで体制的にはそういうふうになっているということでご理解を願いたいと思います。

議長

千葉議員。

6番
千葉議員

本当に今後もですね特に交差点あるいはその排雪時はどうしても車両が重なってくる、積み込みの機械も必要ということで、何回かこう、バックで機械を戻しながらという作業も、そういった箇所では多くなると思いますので、今後も、委託業者との間でしっかりと安全対策、できれば施工計画書、一般の現場でいったら施工計画書というなかで安全対策の詳細についても付されているのが通常でございますけども、まあ委託工事の場合はたしてどうなのかなというのがちょっとありまして、町道の維持管理、除排雪作業の委託契約の際にも、

私はこの安全作業に対するものはやっぱり的をしぼってですね、業者からも、作業手順を含めた詳細を逆に提出してもらおうという必要性を強く感じておりますが、いかがでしょうか。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

先ほど申しましたとおり、作業計画書、作業手順書っていうのを提出を求めて、それを内容等を確認して現場でやってもらうってことで。実際現場に私も張りついているわけございませんので、それが遵守されてるのかって言われたらちょっと、せつないところがありますがまあそれは委託契約というのは信頼関係のなかでやっているということでご理解していただければというふうに思います。

議長

千葉議員。

6番
千葉議員

ぜひともお願いしたいと思います。次にですね、的をしぼって排雪作業の予算確保について伺っていきたいと思います。現在町としてですね、委託業者との間で町道の年間の維持管理費含めてですね、除雪費もその中に含めたなかで、いわゆる1年間を通しての通年定額発注をしておるようでございますが、比較的那年の気象状況、積雪状況によっては、大きく費用が負担となる排雪作業ですね、これはやっぱりこの中に組み入れていくのは非常にちょっと無理があるのかなというふうに私は感じております。年間委託契約ということでのなかでは、やはり委託を受けてる業者にしてみたら、この雪はかなり大変だぞと。これは排雪やらなくちゃいけないという部分では、やはり応分の費用負担というものが加算されてくるわけですから、そういったことが、本当に正しいのかなというふうに思っております。できる限り委託を受けた業者のですね、負担も軽減しながら、排雪が必要となったその年の排雪作業にあたっては、やはり、別枠でですね、予算を計上されて、あるいは補正を組むことも結構だと思っておりますけども、その排雪の作業の区分に応じた、いわゆる出来高払いは別に設けるといようなかたちはとれないのかなというふうには私は常々思っております。特に除雪作業は皆さんご承知のとおり除雪機械が入って、道路際にそのまま雪がたまって、いわゆる車両の通行に対しては、非常に効果があるわけですが、例えば歩道の問題、それから狭い地域では駐車スペースがなくなるといようなことがあってなかなか思い切って排雪をしないと安心して冬を越せないというような地域も何か所か私は見ておりますけども、逆に言うと、その出来高発注できない場合、あるいはその予想以上の降雪量を記録した場合、それから燃料が上がったとかという場合を、いわゆる予期しない事態としてですね、通常の積雪量も今年ほとんどもなく多くなったと。この場合は補正予算を別に計上していく考えがあるものかということも含めまして、ご答弁をいた

だきたいと思います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

排雪作業の経費でございますが、現在町道の道路維持管理を委託契約していません三和日成さんは夏冬通して年間の委託契約をしてございます。福澤設備工業さんとか豊建設さんは冬場の除雪だけで契約しておりますが、三和さんについては通年を通してやっております。それで、三和日成さんの場合ですね、年間、町道の維持管理委託料だいたい2千万円で、毎年3月の予算審議のときにご説明しておりますので、議員さんにおかれましてはご承知かと思っておりますけど、だいたい2千万くらいで委託契約しております。そのうち冬分にかかるのがだいたい700万ほどが冬の分の経費でございます。まあ33%くらいでございます。三和日成さんにつきましては、契約につきましては定額契約でございます。福澤設備工業さんと豊建設さんについては出来高でいってまますけど三和日成さんは平成12年契約が始まってから13年ほど経過しますが、この間すべて定額契約でやってきてございます。年間定額契約といいますと、当然、排雪の作業も含めての契約になってございます。そういうことで、特別に排雪分についてはプラスアルファで委託料上乘せして出すとかっていうことは全くございません。定額ですので、その年によって雪が多い年、少ない年ありますし、費用頻度というのが当然違うんですけども、そういうことで、新たに出すということとはしてございません。ただ千葉議員も心配されておるとおり、例えば燃料の高騰だとか、降雪量が通常の年の2倍も3倍も降ったとか、そういうことで作業頻度が例年の2倍も3倍もなるっていうような場合は、当然、委託料の見直しをかけて、追加で出してしております。それは、契約仕様書にうたってございますので、そういう対応をしてございます。予算のないときは当然補正予算をしながら、その分については追加で補てんしていきたいという考えでございます。ちなみに土現につきましては、出来高払でやっております。隣の日高町さんも、定額でなく、出来高で実は除雪の委託契約をしてございます。前段のほうでご説明申し上げました、例のあの平成26年度に一応5年の長期契約三和さんと終わりました、27年度に新たな更新ということになりますので、先ほど申し上げましたとおり、体制整備ですね、車両基地貫気別にも設けるのか設けないのかあるいは、地区別の土現業者さんと委託契約してやっていくのかということ、ちょうど27年度からの見直しをしますもので、そのときに定額がいいのか出来高がいいのかということ町予算全体の予算バランスを見ながらそれもあわせて検討してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

千葉議員。

6 番
千葉議員

わかりました。予期しないような事態のときは、いまの状況からいったら補正を組んでいくこともやぶさかでないというふうに理解をいたしましたので、どうかそのときはよろしくお願ひしたいというふうに思っております。最後になるのかなと思いますが、先ほどから出てる、過疎化高齢化が進む地域社会にとりましてですね、冬期間の除雪問題は今後もやっぱり避けて通れない、委託を受ける業者自身もですね、機械のオペレーター含めて、担い手不足、それから高齢化もやっぱり指摘をされております。本当に深刻な状況かなというふうにも私自身も理解しております。地域の人達も先ほど言われたとおり、高齢化が進んで隣近所助け合っはいるんですよ、かなり。いいよいいよここはもう私一緒にやるからっていう人もたくさんおりますけども、それもやはり、限界があります。話のなかでご回答いただきましたように、今後は町内会とか、自治会との連携、それから、私道の除排雪の問題、先ほど言ったように一部これはもう受益者負担という負担を求めても私は構わないと思っておりますけども、詳細はやっぱり今後煮詰めていっていただきたい。それから、今後の除排雪問題、それから、課題点ですね、いろんなこともう1回洗いざらい出していただいでですね、今後の方針を決定していただきたいと思っておりますけども、このことについていま現在、建設水道課長のご答弁ですけども、理事者、特に町長副町長あたりのお考えも最後に伺っておきたいと思っております。

議長

町長。

町長

それでは、私のほうからご答弁申し上げますが、いまそれぞれ課題が出てまいりました。1点目は、貫気別地区への除雪車の設置の検討、これについては27年から新たに契約更新でありますので、そのときに、やはり山手側というか山側が雪が多いという実情もございしますので、検討させていただきたいと思っておりますし、また新たに要望が多い私道への除雪の対応、これらについても、もう、検討しなければならない時期に来ているのかと思っておりますし、また、国、道、町との連携協議、これの必要性も出てまいりましたし、また今後過疎化、あるいは高齢化の進展によりまして高齢者の除雪ということが新たな課題というようなことで、さまざまな課題が出てまいりましたので、今後ともこの過疎化高齢化の進展によりまして、地域の雪かきの担い手が不足するなかで、やはり住民同士で協力して雪かきをする、共に助け合う共助が求められておりますので、これまでの課題もひっくるめてですね、各自治会との連携、協力をいただきながら、除雪体制の強化に取り組みながら、安全安心な冬季の生活環境の向上に努めてまいりたいというふうに考えてございしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長

千葉議員。

6 番
千葉議員 ぜひ町長今言ったようなことは本当にしっかりと取り組んでいただきたい。特に最後になりますけど、貫気別地区の先ほどから出てる除雪車の常駐体制、これは検討じゃなくてですね、前向きにやはり進めていくような方法をですねさまざまな地域の人たちともお会いになってですね、ぜひ進めていただける考えがないのか、前向きに検討というかたちにならないのか、再度お伺いいたします。

議長 町長。

町長 これの問題については、雪寒補助の関係の問題もございしますので、いずれにしても最近では豪雪する時期もございしますので、これらについて設置することについては、前向きに検討させていただきたいと思っております。

議長 千葉議員。

6 番
千葉議員 ささまざまな今、質問で出てたなかでの諸問題、これはもうできるだけ早い時期に解決されるよう、願ひまして私の一般質問を終わります。以上です。

議長 千葉議員の質問は終了いたします。2番丹野議員を指名します。

2 番
丹野議員 はい、2番丹野です。除雪体制、千葉さんと重なる部分が結構あるんですけども、まず、今年度冬期間に入りまして雪が降り寒さも厳しくなってきましたが、予報によりますと、寒さも厳しく降雪量も多いとの予報でございまして。今年の春先におきまして、特に、振内地区の公営住宅において、入居者のいないところもあり、屋根の雪が落ちて通路が十分に確保できないことがありました。入居者が年々高齢になってまいりましたので、除雪作業を大変だという支援を求める声がいまも聞かれます。今年の3月の議会で、松澤議員が公営住宅の除雪について質問したんですけどそのときの説明ですと、十分内部で検討して、予算はまちづくり課でつき次第作業をするというような回答でした。また、個人の高齢者世帯、独居老人の多くからも同じような声が聞かれております。町では人口確保のため、いろんな対策をしております。新規就農、ふるさと留学、移住定住策に予算を使っておりますが、ここにいま住んでいる高齢者、独居の方々に対して、生活に対する応援をはいかがでしょうか。この平取が好きで、いつまでも住んでいたいという人たちのために、多少の予算で支援をして、いつまでも平取に住んでもらうというのはいかがでしょうか。そのことについてお伺いします。

議長 まちづくり課長。

まちづく
り課長

質問にお答え申し上げます。まず公営住宅の除雪につきましてですけれども、まず基本的には、入居者がそれぞれの敷地内を除雪していただくというようなことで、このことにつきましては、入居の条件ということで入居者に確認をさせていただいているというところでございます。それで、ご質問にもありました事例でございますけれども、過去に町として住宅内の敷地の除雪を行ったという事例が何件かございまして、それにつきましては、例年よりかなり積雪が多かったという状況と、入居者がいない住宅周辺が積雪によりまして、住宅内の道路、動線が滞ってしまうというようなことから町が対応したというようなこともございます。それから質問にありましたその入居者が長期不在、例えば入院等で長期不在になっていたというようなことで、室内が暖まらないものですから、屋根の雪がどうしても残ってしまうというようなことで、かなり徐々に溶け出して氷になってですね、非常にひさしに伸びだしてくるという現象が起こりまして、かなり危ないというような状況もありまして、その辺は町で対応させていただいたというような状況もございます。このような件に関しましては、やはりその状況を見て、町として判断するというようなことを考えたいと思っております、屋根からの落雪でそこが凍って非常に除雪しづらいというような状況も見受けられるということで、原則、そういったものも、冒頭申したとおり入居者の作業というようなことが原則でございますけれども、要請なり、現場等を把握して、そのときの積雪の状況ですとか現場の状況、それから通路等の状況、それからその入居者がそういうことに対応可能かと非常に高齢というようなことで対応が難しいなといった場合はその状況のケースバイケースで町としても対応を図ってまいりたいというふうに考えてございます。公営住宅の除雪については以上でございます。

議長

丹野議員。

2番
丹野議員

2番丹野です。今の公営住宅はあれなんですけどね、予算化して高齢者、独居老人の住宅の除雪に対する予算をつけていただくという話について、外から人をたくさん集めるのもいいんですけど、いる人もね、大事にしてやることによって人口が減らないんでないかなという考えもあるんですけど、その辺について。

議長

町長。

町長

それでは私のほうから答弁をさせていただきます。千葉議員の答弁と重なる部分もございますけれども、最近、大雪が降ることが大変多く、特に高齢者の世帯も増加しておりまして、自助努力で行ってきた除雪に対応できない不安も多くなっておりますことから、町としても安全で安心して生活を確保することは大変重要でございまして、特に豪雪等の状況によっては行政だけでは行き届か

ないことも発生するかと存じますので、今後自治会あるいは民生委員、福祉委員との連携を図りながら、不安を払拭しながら、冬期間の生活環境向上に向けて、万全を期したいというふうに考えております。また予算の関係もからむと思いますけれども、従来から、社会福祉協議会で各自治会に交付されて協力をお願いしております、助け合いネットワーク事業について、これについてはご承知かと思っておりますけれども、一つは老人世帯の定期的な訪問と声かけ。また2点目には、老人世帯への除雪や草刈りなど日常のお世話、そして3点目には独居老人を招きながら昼食会など交流機会の提供などの援護活動を推進するために奨励金を各自治会に毎年交付されているところがございますので、今後とも、状況によってはこの社会福祉協議会ともさらなる連携、充実を図りながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、答弁としたいと思います。以上です。

議長

丹野議員。

2番
丹野議員

そのへんについては老人、独居の方から何回も言われてますので十分検討していただきたいと思っております。また千葉議員と重なるんですけど、貫気別地区の除雪体制についてなんですけど、貫気別地区は一般住民から苦情があまりないんですけども、ボランティアの人が古いタイヤショベルで朝から晩まで町民センターから学校から公営住宅、やすらぎと1人でやる人がいるんですよ。でもその人のタイヤショベルも、非常に古くて限界に来ている状態で、もう壊れたら、壊れて大雪でも降ったら大変なことになるということで、先ほどから言ってます振内地区と同じように、タイヤショベルを配置してほしいという、まあ私貫気別のものでありますからそういうことを今考えてきたんですけども、ボランティアの人にタイヤショベル配置して、ボランティアの人にやってもらうということであればその人はもう道も知ってますし、スムーズにいくんじゃないかなと思っておりますので、その辺についてと、特に町道の除雪については、アブシ坂が非常に苦情が多いということで先ほども課長言っていましたけども、非常に多いのでその辺についての質問とさせていただきます。

議長

町長。

町長

貫気別の除雪体制の確保については、これらについては前向きに対応させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いません。

議長

建設水道課長。

建設水道

丹野議員さんより町での貫気別市街地のショベルの配置ということで、先ほど

課長

千葉議員のときにも申し上げましたとおり、振内のショベル、老朽化して買おうとしたら2千万もかかるということで、今回補正予算で、リースで12月、1、2、3、4か月で170万円のリースで4か月借りることができます。オペレーターについてはもともと三和日成でやってるんで心配ないんですけども、いま貫気別市街地に例えば同じ170万くらいでリースして車両置くということは、検討する余地は十分あります。それで今度はオペレーターがいないってことでその分、結局また誰かに頼んでってことでそうなると、200何十万もなるのかなというふうに思っております。そういう関係でどうしても順路からいっても、貫気別についてはもう10時、11時。多いときは12時ぐらいにならないとなかなかアブシ線、トエナイ線は入っていけないというのが、現実であります。そういうことで、そういうショベル1台置くというのが一番理想かなというふうに思っておりますので。まあ27年度見直しですけれども、委託料、リースでやれば、ある程度200数十万でやれるのかと思いますので、次期の冬場にははそういう対応の仕方をできるように検討させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長

丹野議員。

2番
丹野議員

それでは大変良い回答というか、貫気別地区については、大変良いなと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいのと、老人の声が非常に多いのを言って終わりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

議長

丹野議員の質問を終了します。休憩します。

(休憩 午前10時48分)

(再開 午前11時 5分)

議長

再開します。10番平村議員を指名します。平村議員。

10番
平村議員

はい、10番平村です。先に通告しております福祉ボランティア制度について、公会計システムの推進について、質問いたします。それでは、1問目の福祉ボランティア制度について質問いたします。高齢期を迎えても、可能な限り長く健康で過ごしたいと思うのは誰もが望むことだと思います。その観点から、介護を受けたり、寝たきりになることなく、日常生活を支障なく暮らせる期間をあらゆる健康寿命という考え方が最近注目を集めております。そして高齢期で健康で元気に過ごすための具体的な方法の一つとして、高齢者が介護支援などのボランティアの活動に参加することにスポットが当たっています。ボランティア活動をすることで、世の中の役に立っていると生きがいを感じ、それが、心身の健康の増進につながり、介護予防にも役立つと指摘されています。こう

したなかで、介護支援ボランティア制度を実施する市町村が徐々にふえているようです。この福祉ボランティア制度については、介護支援ボランティアのほかに、地域の高齢者が定期的に交流できるふれあいサロンなど、また病院の介助ボランティア活動の事例もございます。福祉ボランティア制度の導入については、平成23年9月の町議会で町長の所見を伺って以来、数回にわたり制度の導入については伺った経緯がございますが、このことについては、前向きに検討されており、平成25年度の町政執行方針でも取り上げられておりますし、予算審査特別委員会で平成26年度の実施に向けて、精力的に取り組む考え方が示されておりますので、予定どおり実施されると思っておりますが、今日は総合計画の実施計画ローリングと予算編成の時期でもございますので、確認の意味で、制度設計の概要と実施スケジュールについてお伺いをいたします。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

平村議員のご質問にお答えを申し上げます。平村議員以前からご指摘のボランティアポイント事業につきましては、現在、全道的にみましても数箇所の町村での実施にとどまっておりますことから、範囲を全国に広げまして、事例を調査し、資料収集などを行ってまいりました。私どもといたしましては、全国の事例のうち、標準的なものを参考にさせていただきながら、この実施にあたっては、介護保険事業制度のメニューの中で、具体的には地域支援事業と申しますが、この事業の中での位置づけを考えております。町内の介護保険サービス事業所におけるボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、それを、累積をして、平取町金券として交付することを軸に、現在調整を行っております。必要な経費について精査し、今後の予算編成の内部協議のなかで、さらに検討いたしまして、平成26年度介護保険事業特別会計予算に計上して、平成26年度の早い時期から開始できるよう、関係機関との間で具体的な調整をいたしたいと考えておりますので、ご理解をくださるようよろしくお願いをいたします。以上です。

議長

平村議員。

10番
平村議員

制度設計にあたってはその取り組みをするという計画はわかりましたけれども、現状と課題それから先進自治体とかでも、苫小牧とか近いところではやっていますので、その辺の資料を集めたり、また前には町長の答弁のなかでボランティア団体等の意見も聞きながらとかいう答えをもらってたんですけども、私もボランティアの会に入ってますけれども、そういう話し合いにも参加はしておりません。そういうなかでやはり皆さんの地域地域で暮らしている方たちの考えも違うと思いますので、私は一応本町地区ではいろいろボランティアには参加していますけれども、そういう団体のそういう意見も聞いてやりた

いという考えだったんですけれども、その辺の、やったかやらないか、まずお聞きしたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

議員ご指摘の苫小牧の事例につきましては、苫小牧市で行われた研修会がありまして、それに参加させていただきまして内容を聞き、資料を収集いたしてございます。その他、全国的にですね、道内で先ほど申し上げましたように道内ではあまり数市町村しかありませんので全国的に範囲を広げまして、調査をいたしてございます。ボランティアの方にもご理解をいただきながらご意見をお伺いしながら、事業の開始にあたってはやってまいりたいというふうに考えてございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長

平村議員。

10番
平村議員

私も先例地の取り組みの事例として、苫小牧地区のはちょっと調べたんですけど、ふれあいサロンということで、各自治会とかそれからボランティアの会とかいろいろなかたちで何か所かでやっております。そのなかでもふれあいサロンというのは、地域の高齢者が定期的集い、会話をしたり歌を歌ったりゲームなどをしたり、そういう、交流をする場所として、ふれあいサロンというのは広がりを見せています。このふれあいサロンはひとり暮らしなどで自宅にこもりがちの人が外出するきっかけをつくって役立てようということで、自治会とか町内会が中心になって活動されています。和気あいあいとしている、毎回楽しみという参加者からの好評な意見も出ているようです。また、私事ですが、毎月1回本町生活館で、どなたでも自由に参加できるいきいきサロンを企画実施していますが、毎回30名近くのお年寄りが参加されています。また、そういうなかで楽しいひとときを過ごされていますが、現状は5名の方で運営していますが、回数をふやしてほしい、もうちょっと月2回か3回やってほしいという声がありまして、要望されているんですけども、なかなかそこまでいかないで社協の協力をもらいながら、月1回を広めているようなわけでございます。そういうなかで、やはり各地区でももう少し、そういういきいきサロンとか、それから病院の介助のお手伝いをするとかそういうなかでやって、ある程度ポイントもやると、やはり参加する人もいるんじゃないかと思いますのでポイントの制度はあちこち調べても大体1時間で1ポイント、100円ぐらいのなかで、年間通して5千円のポイントまでで、それほど高くあげている町村はないように見受けられました。また全国的にもあちこちでやっていますけれども、なかなかその地域で先進的にやっているところは今大西課長も申しましたけれども、少ないなかでやっているようでございます。平取町は先進的に早くそういう地域の通貨の役割とかそういうことを考えながらぜひやっ

いたいと思います。介護支援ボランティア制度は、介護予防のために市町村が行う、地方支援事業の一つとして、平成19年度からはじまった事業であります。全国的にもまだまだ自治体的には取り組まれていません。北海道では本当に苫小牧が先進的にやっています。高齢化が今後いっそう進行するなかで、高齢者がみずから活動するボランティアをはじめ、地域ぐるみの福祉ボランティア活動に協働のまちづくりにもなりますので、制度の創設と活動体制の充実に努められることを期待しています。そういうなかで、ぜひ各団体の要望も聞きながら、早急に制度設定に向けてやってほしいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

今、平村議員おっしゃったように、現在におきましては、残念ながら北海道におきましても数市町村にとどまっているという状況がありまして、当然日高管内では、1町村も実施していない、苫小牧が先進ということで、平村議員おっしゃるとおりでございます。調査、道内のある実際に実施している町村の担当者に電話で確認をしたところ、この制度をつくって実施しましたが、利用者がほとんどないという状況であることがわかりました。平取町はボランティア活動が比較的盛んであるというふうには認識をしておりますので、そのようなことは無いものと想定はいたしておりますが、町が制度を発足させる以上、実施可能、実現可能そして持続可能な事業としていかなければならないというふうを考えておりますので、制度設計には十分慎重に時間をかける必要であると考えております。ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長

平村議員。

10番
平村議員

はい。ぜひ、そのようなかたちで進めてもらいたいのと、ただ65歳以上の介護のボランティアをやる人は対象は高齢者でいいんですけども、やはり高齢者ばかりのボランティアでなく、子育てとか、いろんな病院の介助とか、そういう多面的な考えのなかにも入れてほしいと思います。それでは次の二つ目の質問に入ります。次に2問目の公会計システムの推進について質問いたします。いまの会計方式では公共施設やインフラなどの資産負債の総額や変化がわからないという短所があります。このため、資産負債の現状を踏まえた管理を行うことや、事業や施設にかかる費用を把握し評価に活かすことができませんでした。この課題を解決するために、従来 of 歳入歳出計算に加えて、企業会計の考え方を取り入れた新しい会計制度を導入することになったと理解をしています。また、この制度導入の背景には、夕張市の財政破綻をきっかけに、平成19年度決算から自治体財政健全化法が制定され、財務諸表の公表が義務づけられていることとこれに並行しまして、総務省は、公会計の整備推進について、

人口3万人未満の町村は、平成23年度決算までに、貸借対照表、行政コスト計算書、試算収支計算書、純資産変動計算書、この4表の整備と必要な情報の開示に取り組むよう通達されており、各自治体で取り組まれていると思います。財政の実態を把握する「見える化」のツールとして公会計制度は高く期待されており、当町の取り組みについて、昨年12月の町議会に財務書類の作成について伺ったところ、総務省方式の改正モデルをベースで平成23年度までの資産評価は完了しており、平成23年度、24年度決算については、平成25年度にわかりやすい手法で財務書類の4表を開示すると述べておられます。平成24年度の決算審査特別委員会に公表されると思っておりましたが、残念ながら公表されませんでしたので、今日は財務書類4表をいつ開示しようとしているのかと総務省の今後の新地方公会計の推進に関する研究会が7月に公表した内容を見ますと、現行モデルの見直しを打ち出しています。情報を入手していると思いますが、今後の対応について伺っておきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答え申し上げます。今ご質問にありました財務諸表4表の開示でございますが、昨年12月議会でも答弁をさせていただいたというところで、現在、専門の業者に委託をかけておまして、今進めているという状況でございます。公表の時期といたしまして来年2月ごろには、議会をはじめ、町民の皆さんにお知らせすることができるということで、スケジュールを組んでおまして進めておりますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに考えてございます。また総務省でのこういった会計モデルの見直し等の動きでございますけれども、このモデルの要請が平成18年度に新地方公会計モデルというのを地方公共団体に示しまして、総務省として、こういった公会計の整備を要請してきたというような経緯がございます。要請から平成18年ということもあって時間がたっているというようなこともございまして、今ご質問にありました今後の新地方公会計の推進に関する研究会というのを総務省内部で立ち上げてございまして、議論、検証を進めているといった内容になってございます。まだその研究会としてはその中間報告というような内容にとどまっております。今後の実務上の課題と対応の方向性といたしましては固定資産台帳の整備の推進ですとか、複式簿記の導入、それから、前年度との比較、それから他の地方自治体、国との比較がしやすいものとするなどの、開示等に当たってのわかりやすい表示等の検討ですとか、自治体の財政の効率化、適正化につなげるためにも、財務書類や各種台帳から得られる情報を活用することによって行政評価ですとか、予算編成、それから、資産管理等にもつなげるような活用の充実を図るといったような内容で中間報告がなされているということでございまして、ただちにこういったシステム自体の内容の見直しが行われるといった内容ではないというような認識でございまして、全国で今、都道府県市町村含めて

96%の団体がこういったシステムに取りかかっているということでございまして、このシステム公表の一つの大きな目的としまして、それぞれの自治体の比較というものが非常に重要な部分もありますので、そういった内容の見直しをすると、なかなかそこら辺がまた調整というふうな比較ができないというような状況も出てきますので、総務省としても開示をするのであれば、その辺出そろったところで次どうするかというような内容になっているということの認識でおります。このような動きに注目いたしまして、今後とも全国の自治体の取り組みなども情報収集しながら、より効果的な公会計システムの導入を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

議長

平村議員。

10番
平村議員

公会計の目的は、事業評価などの意思決定に役立つ情報を提供することもありますし、また、より重要なのは、納税した住民に対して説明責任を果たすことでもありますので、毎年度の決算にあわせて公表すべきではないかというふうに考えております。またいままでに、平成22年度からずっと公会計システムの補修委託料というのが出ていますけれども、その中身的には、どういうことをやったのか私たちも勉強不足でよくわからないんですけれども、そういうそのシステムを毎年ずっとやってきてなかで、今回初めてそういう4表を2月に公表するという事なんですけれども、その辺の中身的に年度ごとにどういうことをやったのかちょっとお伺いしたい。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

毎年度の公表という点につきましては、今回23年24年度含めて2月頃というふうに思っております、そういったベースができますと、次の年からも公表がさらに、簡便にできるというようなこともございますので、それ以降、毎年度公表するというようなかたちをとってまいりたいというふうに思っております。それから委託の関係ですけれども、一番大きな作業といたしましては、うちの資産の把握ということでございまして、そこまでは、いままでは資産台帳というような、管理の方法をやっておりましたけれども、さらにこういうモデルを公表する場合、例えば台帳、財産として把握してないと、例えば道路ですとか、諸々の公共施設の評価額というようなものを試算しなきゃならんということが非常に大きな作業になっておりました、その辺が委託した主な内容ということになっておりました、その辺が、主要な部分は昨年度24年度の委託でほぼ完了しておりました、新たな資産の評価とかですね、そういうのを含めて、第4表の作成に向けて、今年度、進めさせていただいているというような状況でございます。

議長

平村議員。

10番
平村議員

一応資産の確認とかそういうので委託料で4年間やったと思うんですけども、そのほかにこれから現在4つあるモデルのうち、総務省で方式を以後改正をしようとしているんですけども、そのほとんどの自治体が採用しているんですけども、これは財務諸表の作成とか、それから、既存の決算統計を組み入れたりして、基準モデルや東京都方式などでいろいろと取り組んでいるんですけども、うちのほうのなかでもそういう改正モデルを採用していくのかその辺もちょっとお聞きしたいなと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

私ども、平取町の採用しているシステムといたしましては、総務省の改定モデルというようなことで、これは決算統計上の数値などから数値等を把握できるということで、ある意味、簡便に評価等のコストも低く抑えられるというようなことで、ほとんどの自治体がそういうものを採用しているというようなことでもございまして、私どもそれらの採用に踏み切ったということでもございまして、そういった同じシステムで評価されたものが、やはり自治体の比較としても非常に適切に比較ができるものかなというような判断もございまして、そのシステムを採用してございます。

議長

平村議員。

10番
平村議員

公会計の目的としては、税金や借入金が有効に使われていることを示すなど、住民に対する説明責任も果たすことも一つとあります。またもう一つとしては、行財政運営の効率化への必要な情報を提供するなどあげられていますが、こうした機能を果たすには、行政活動に伴うすべての取り組みや資産、負債を把握し、有効に利用されるような管理することが求められていますので、制度の導入にあたっては、調査研究し対処していただきたいと思います。また、発生主義には何がわかるのかということでは、学校、公民館、体育館施設など資産を保有しているがその価値は、老朽化などの年々減少しているなかで、これを減価償却費として把握することができるのではないかと思いますし、また、施設の更新など、適切に実施されているかどうか判断できるようにもなります。コストを正しく反映した財務諸表を作成しながら、資産の出入りがなく従来の制度ではわからなかったデータが明らかになれば、将来の行政コストの正しい反映にもなると思いますので、ぜひその辺を検討しながら、新しい会計制度でやっていただきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

今、ご質問にあったとおり、この財務諸表4表の公表については、おっしゃるとおりの効果等を期待して、私どもも取り組みをさせていただきたいと存じておりまして、ただなかなか財務諸表4表ということで、ぽんと公開してもなかなか一般の町民の方には理解しがたい部分があるのかなというようなことも、予想しておりますので、その辺も公表の仕方等についてはより理解のしやすいようなかたちでの公表に努めたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

議長

平村議員。

10番
平村議員

ぜひ、そういう財務書類の活用として、やはり税金を預かった住民に対しての、説明責任を果たすためにも必要だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。これで質問を終わります。

議長

いまのはまとめということでよろしいですか。平村議員の質問を終了いたします。4番松澤議員を指名します。松澤議員。

4番
松澤議員

はい、4番松澤です。先に通告しておりました地場産業振興対策補助金について大きく三つに分けて伺います。地場産業振興対策という名目の補助金について、ほかの自治体も何件か調べてみましたが、補助の条件として、現在ある地場産業にかぎるもの、事業工業組合や商工組合などの団体にかぎるもの、また、地場産業とはどの項目があり、その中身として工業出荷額該当業種及び関連企業として指定しているものなど、かなり制約のあるものが多かったです。そのなかで、平取町の場合は団体及び個人となっており、制約も少なく、産業振興を図るため、町民の自由な発想と向上心を促す事業と認識しております。また、団体も対象としているため、数多いほうがいろんな発想が生まれてくる状況になっております。まさに、町民全体で町の地場産業の未来を考える、その後押しとなる夢のある補助金と言えらると思ひます。それを踏まえて、質問させていただきます。まずはじめに、現在、地場産業振興対策補助金の補助及び資金援助対象経費には試作、試験研究、市場調査、技術者等の養成に関するもの、それと、特産品消費拡大のための新たな設備導入経費が入っていますが、この二つは性質が違うものと思ひますので、分けて考えてはどうかと思ひます。特に、試作研究は、試作とは試みること、本格的につくる前に、実験的に製作することですから、当然、失敗もあることは覚悟の上と思ひますし、縛りが多いと自由な発想の妨げにもなることも考えられますが、失敗したとしても、次に活かせることもあると思ひます。例えば、別な人がなぜだめだったのかということを検証した上で、さらに良いもの、成功が期待できるかもしれない。時代、状況が変わった場合、その検証結果が生きるアイデアがあるかもしれない

と思います。ですから、その内容により、期間を決めて、検証結果報告も次につながるためにも必要と考えますがいかがでしょうか。また二つ目に、この補助金は単年度で予算が決まられていて、その配分や選択方法の明確な決まりもありません。17年から20年度の4年間は申請は1件もない状況でしたが、21年から要項の内容も変わり件数や費用もふえてきているようです。そのことから、この補助金が浸透してきているとも考えられますが、申請件数がふえることで、予算のなかで、どんな理由でどの事業を優先するのか、はたまた早い者勝ちとするのか、難しい選択となります。そのために、募集期間を定め、事業内容を精査し、決定できる選考委員会の設置が必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。最後に、この補助制度は、知る人は知っている、知らない人は知らないというような状況ではないのでしょうか。事業を始めようという人がその対象となる人が役場に聞きに来れば教えてくれるっていうのはわかるんですが、この補助金自体があることすら知らない人が多いのが現状だと思うんです。その方たちが申請に間に合わなく、あとから知るといふことのないように、広く町民に周知させるため、資金の融資を受けたり、開業の相談や各種手続に訪れるであろう商工会、農協、金融機関との情報共有、連携が必要と考えますが、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

議長

産業課長。

産業課長

それでは質問にお答えいたします。地場産業振興対策補助金につきましては、平成21年4月にそれまでありました地場産業振興融資対策補助金交付要綱を一部改正いたしまして、現在のかたちになっております。一部改正につきましては、平成17年から平成20年まで先ほど議員がおっしゃったとおり、4年間でこの要綱による補助、融資援助を受けるというような実績がなかったことがありました。制度の見直しを行いました平成21年から平成25年まで、八つの団体また個人がこの制度を活用した実績がございます。25年度についても実績があるようなかたちでございます。これは現在の制度が有効に使われているものと考えるところでございます。特産品消費拡大のための新たな設備導入等に要する経費というのを新たに加えたことによりまして、その利用も新たに加わって実績が上がってるような状況でございます。ここで特産品と規定しているのはびらとりトマト、びらとり和牛というようなことで、範囲を決めているところでございます。メニューといたしましては試作、試験研究、市場調査、生産技術に関する調査、技術者養成、それと特産品の消費拡大のための、新たな設備導入というものが、この制度もいくどかの改正を経て、現在のかたちになってきたものでございます。改正の要因としましては、その時代時代のニーズや時代背景等によってより使いやすい制度へと変わってきているということでございます。また限られた予算のなかで効果的に利用される事業とするためにも、あまり細かく分けて不用額を発生させることがないように1年

ごとの要望量の変わるメニューに対しまして柔軟性を持った制度として継続していくためにも、今の段階でご指摘のありました両方分けるというようなことは現段階では考えていないところでございます。ただ今後の事業要望ですとか利用者のニーズの変化があることに关しましてはそれに対応するような制度への変化は必要になってくることもあると考えているところでございます。また検証結果、実績につきましては補助事業の申請に際しましては平取町補助金等交付規則の定めるところ、これは第14条で実績報告ということで補助事業者等は補助事業等が完了したときに速やかに補助事業等実績報告書に町長の定める書類を添えて町長に提出をしなければならない。補助金等の交付の決定にかかわる町の会計年度が終了した場合も、また同様とするということでございまして、実績報告もしていただくようなかたちに当然なっているところでございます。またある程度の年数がたった後の検証結果報告も必要ということでございますけれども、そういう場合も必要かと考えられますけれども、あまりにも過度な報告の要求につきましては補助制度の硬直化につながる部分もあるんじゃないかというふうに考えるところもございまして、これについては慎重に検討していきたいというふうに考えてございます。次に2番目の質問でございまして、予算内で配分の枠を決めていないということで、逆に良い意味で柔軟な対応がとれていると考えているところでございます。また選択方針の明確な決まりがないわけではございませんで、地場産業振興対策補助金交付及び融資に関する要項の第4の要綱のなかで採択方針をうたっているところでございまして、補助及び資金援助団体等の採択は事業計画及び収支予算書等に基づき調査、検証し決定するが採択方針は次の方針によるということで、三つ述べております。第1に、地場産業の振興に積極的意欲を持っているもの。次に第2に農林水産物等の資源を活用した製造加工等の産業を開発、育成しようとするもの。第3として、地域経済の活性化に寄与されるものとしているところでございます。またこの補助金につきましては年度当初はもちろん、年度途中での要望やニーズにこたえることができるよう、また迅速な対応をしていくためにも募集期間で区切ることは現段階では考えていないところでございます。年度途中の要望等もあるということでございます。また選考委員会につきましても事業をはじめに当たって資金やその他特定個人のプライベートな情報が提出書類にかなり多く含まれてくるということもございまして、そのようなことを考慮する場合にそういうような選考委員等が必要な補助金事業も、町のなかにはあるというふうに思いますけれども、この地場産業振興対策補助金には現在の段階ではちょっとなじまないんじゃないかというふうに考えるところもございまして、3番目の質問に対してですけれども、ここ数年、毎年コンスタントに要望があったということで、町民の周知につきましては不十分な部分があったんじゃないかというふうに考えているところでございます。今後につきましては町の広報誌等による町民への周知を実施していきたいというふうに考えておりますし、町商工会等にもその旨伝えておりまして、関係者等への周知をお

願っているところでございます。今後も関係機関と十分連携を取りながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

松澤議員。

4 番
松澤議員

あまりたくさん答えられたのでちょっと頭のなかで整理できてないんですけども、3番目にお願ひしたものはOKって理解してよろしいですね。私見ました、一応いろいろ資料いただきまして見たなかではこれは本当に、試験研究として本当に平取町にとっていいんじゃないだろうかっていうものもちょっとありましたが、その結果がなんといいますか書類のなかにこうなりましたっていうことがなかったものですから、もし産業課長がおっしゃってますように、本当に私もこの自由な発想でやれるということが、この補助金の一番の魅力だと私も思ってるんです。何がこうだからっていうかたまりをもって最初から始めるんじゃないなくて、こうなったらどうだろうということを、町民に後押しするすごく自由な本当にいろんなアイデアを町の中からはとりだせるという補助金だっていうことは理解しています。ですから、なおさらのこと、それがもし、こうやってみようと言った方が、それが成功といいますかね、結論的にどうにかならなかった場合でも、どうしてそうだったのかっていうその簡単なことでいいと思うんですけども、そのものが何か一つ後ろに付いていると制約するというそのきつい言い方ではなく、それもやっぱり、こうだったよっていうことこの報告は受けても、次につながるのではないかなっていう、書類に1枚ちょっとつけていただくとよろしいかなという考え方でちょっと質問させていただきました。あと、規約も読ませていただきましたし、21年度にこのように変わったということで使う方も増えたということも十分わかっております。ですから、いろいろ考え方がいろいろあるんでしょうけども、本当にその規約のなかで、例えばですね、いっぱいいろんなことが出てきて早いもの勝ちではなく、その予算内のなかで決められたことしかできなく、そのほかにもっと違うものができた場合って言いますか、出てきた場合、そのなかで例えば補正予算をつけるとか、そういう考え方も対応できるっていうことではないんでしょうか。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。実施報告、実績報告の関係ですけれども、おっしゃるとおり、そういう部分についてはどのようなかたちになったかというような報告が必要になってくるというふうに思っております。今までの書類のなかに、もちろん実績報告はついておりますけれども、それ以降、どのようなかたちになってきたかという部分は付いてない部分がございますし、担当課、担当職員、係にはどういう状況でこういうふうになったというような情報が入ってはきておりますけれども文章的になっていないという部分がありますので、頭

の中というか、その課の中ではこういうことがあってこういう部分でうまくいかなかったんでこれはこういうふうになっちゃったというようなかたちの情報は残っておりますけれども、議員がおっしゃるとおり、ある程度文章化だとかそういうことをして次につなげていくということが必要になってくると思いますし、町広報紙等でそういう地場産業のそういう補助金があって、その事業を使ってこういうふうになっている事例があるというような広報紙に載せたり、そういう周知も逆に必要になってくるんじゃないかというふうに考えております。こういうことができるんだとか、こういうことを補助金を使ってこういうふうになっている事例があるんだというようなことがあれば、見た町民の方も自分たちもそれじゃあ、そういう補助金を使って新たなものを考えていこうというような考えが広がっていくようなかたちになると思いますのでそういうこともぜひ、今後、検討して実施していきたいというふうに考えます。また事業の採択ですとか、予算が決められてるなかで早い者勝ちになってしまうんじゃないかというような心配でございますけれども、これは当然予算を持って行っている事業でございますのでその年度の予算がある程度決められているということでございますけれども、過去に補正で足りなくなった部分に対応している部分もございまして、そういうことも必要になってくると思います。ただ行政事務をやっているものとして、予算範囲内で何とかやっていきたい。この事業自体が町民の方の自由な発想でそういうものの援助になるということとは十分理解してるところでございますけれども、予算というものがあるということもありまして、これについては相談に来られた方にその年で対応できない場合については、次年度にもこういうことでできる部分があるんでそういうかたちはどうでしょうかとか、そういう相談をしながらなるべく取り上げていきたいというふうに考えておりますけれども、何分予算もあるということで、その年に対応できなかった部分があったことは事実でございますけれども、対応としてはすべてきちんと話を聞いて今後どのような対応をしていくというような話をし、相談者と協議をしながら、対応してきたということもございまして。指摘のとおり制限してしまうのは自由な発想で町のためという部分もありますし、そういうことも考えられますので今後の対応としては補正等で対応していける部分については、補正等で対応していくということで、理事者とも話をしているところでございましてご理解いただきたいと思っております。

議長

松澤議員。

4番

松澤議員

先ほどのそうですね、担当職員の方のその対応で確認しているということよりも役場のなかでは、やはり職員異動というのがございますので、なるべくでしたら書面にして、次の引き継ぎにも残していただければと思いますし、このことに関して、やはり、いろんなことを考えてこの政策なさっているということがよくわかりましたので、中身の精査もやはりときどきやりながら長く続けてい

ってほしいと思います。期待しておりますのでよろしくお願いいたします。答えはよろしいです。

議長

松澤議員の質問を終了します。休憩します。

(休憩 午前 11時50分)

(再開 午後 1時00分)

議長

再開します。3番四戸議員を指名します。四戸議員。

3番
四戸議員

はい。3番四戸です。質問事項にあります高齢者福祉施設の入所待機者の対策について、伺っていきたくと思います。この質疑については、過去いままで何人かの方が質疑していることと思いますが、あえてもう一度質疑したいと思います。まずはじめに、私たちの町内の各施設の入所待機者について伺います。現在、町内においては、本町にあるかつら園、また、ケアハウスしずか、貫気別には老人福祉寮、振内においては認知症のグループホームの施設が整備されております。いままでも、過去において入所待機者の減らないなか、今後10年先、20年先、高齢化社会が急速に進んでいくなか、現在の施設の規模では、増えていくと考えられる高齢化に対しまして、対応できないのではないかと思っております。これからの施設の問題点について、担当課として、町としてどのような対応をしていく考えなのか伺いたくと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

四戸議員のご質問にお答えを申し上げます。はじめに、施設へ入所の待機の関係でございますけれども、本町にあります特別養護老人ホーム平取かつら園への待機者につきましては、現在定員50名が満床で加えて入所の待機者が34名という状況になっておりまして、平成24年2月に最大64人おりました入所待機者の数に比べて、それは約半数近くに現在は減少をいたしております。このことにつきましては、死亡された方、あるいは病院に入院をされた方、あるいは、認知症グループホームこころのホームふれないに入所されたことによって申し込みを辞退された方、等の数に対しまして新規の申込者の数がそれを下回っているということであるとかつら園側から報告を受けてございます。同じく本町にありますケアハウスしずかにつきましては、現在定員が20名が満床、待機者が2名となっております、平成24年9月に最大9名いた待機者の数に比べまして大きく減少をいたしている状況であります。この理由は先ほど申し上げましたかつら園の場合とほぼ同様であるというふうに報告を受けてございます。次に、貫気別にあります老人福祉寮やすらぎにつきましては、定員6名のところ、ここは現在1名空き室になっておりまして、12月6日付発

行のまちだよりで入所者1名を募集している状況であります。担当者に確認いたしますと、ご家族の方はやすらぎ、老人福祉寮に入所を希望いたしておりますが、ご本人がですね、入られるご本人が住み慣れた我が家、自宅から離れたくないとおっしゃる方が多いということも聞いてございます。次に振内町に開設されました認知症共同生活介護事業所、こころのホームふれなは定員18名が現在満床で、待機者が6名という状況になってございます。以上のことから、本年4月に開設されましたこころのホームふれなを除きまして、昨年と比較できる施設につきましては、いずれも入所待機者が昨年に比べて大幅に減少しているのが現状でございます。したがって、現在におきましては新たな施設整備を早急に着手する環境にはないと認識をしております。いずれにいたしましても、町といたしましては、今後ともこれら待機者の推移を随時把握をいたしながら、総合的に検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

議長

四戸議員。

3番

四戸議員

数は減っていると、今課長から答弁ございましたが、でも、先ほど言いましたように、これから20年先、30年先ですね、高齢者のピークはくると思いますが、そういうなかで、課長も知っていることと思いますが、実はかつら園から聞いた話なんです、町内において、入所待機者は先ほど課長も言ったように60名近くいた。現在は30数名に減ったそうですが、その減った理由を先ほど課長も答弁してございましたが、聞いたところ、入所を待って亡くなっていかれた方、また病院へ入院された方がほとんど多かったようでございます。また、ケアハウスにおいても、入所を待っている方が10名ほどいると聞いております。さらに、町の独居生活をしている高齢者にお話を聞いたところ、1人でいると食事をつくるのも大変だし、不安で寂しいですとの話も出ていました。入所を申し込まれていない高齢者のなかにも入所できない方がかなり多くいることを痛感いたしました。そのような、高齢者対策として、隣の日高町では30名ほどの入所をふやしました。また、新冠町においても、20名ほどふやしております。そのふやした理由については詳しくお話をお聞きしていませんが、そのためここで話をするにはできないですが、入所を希望している高齢者は入所待機者のほかにも多くいるということを担当課も知っておくべきことだと思います。今後においては、町としても、真剣にこの対策を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

入所を申し込んでいない方のなかにも、入所を希望しているという方がいらっしゃるというご指摘でございます。先ほど申し上げた入所を正式に申し込みしている方についての数を申し上げましたので、そういう貴重な情報ですので、

私ども地域包括支援センターやあるいは社会福祉協議会のケアマネージャー等を通じまして、そういう希望がある部分についての把握も含めて十分検討をしたいというふうに考えてございます。四戸議員ご指摘の高齢化、今後の将来的な高齢化の部分、問題についての対応ということでございますけれども、四戸議員ご承知の通り町の高齢化率、全町民に占める65歳以上の割合につきましては、平取町においては30%を既に超えて、今後も上昇していくということで予想をいたしておりますが、これにつきましては、数字の分母である人口の減少に起因する部分もありまして、高齢者の実人口、頭数ですね、本当の頭数につきましては、ほぼ平成27年度前後をピークにして、その後はなだらかに減少に転ずるっていうふうに予想をしております。ただ、ただしですね、現在、いわゆる団塊の世代で最も高齢の方は65歳以上の高齢者の年齢に到達しておりますが、その方たちの多くが、75歳以上の後期高齢者に到達する時点、今から12年後の西暦2025年平成37年にあたりますが、これに向けて、その対策をどう進めておくかということを考えておくことが、重要になるというふうには認識をいたしております。したがって短期的な、いま、入所者が少なくなっているという現実と、四戸議員ご心配の今後の団塊の世代が75歳以上になる部分、中長期的な部分を分けて総合的に考えながら、今後、町が進むべき方策というのを探っていきたいというふうに考えてございます。

議長

四戸議員。

3番
四戸議員

今後、一時減ったとはいえふえていく要素は目の前にぶら下がっております。本当に、真剣に取り組んでいただきたいと思います。次にですね、国による介護保険の改定に対する町の今後の対応の見込みなんですけれども、これについてお聞きしたいと思います。最近になりまして、厚生労働省は社会保障審議議会において、改定の意見書案を大筋での決定を受け、来年の通常国会へ提出する構えです。国は来年度から、消費税を上げるとき、消費税増税で社会保障の充実を図るよういままでも国民に説明しておりましたが、現在になってなぜ介護保険制度を改定しないとならないのか、厚生労働省の説明のなかでは、多くの国民の方、私も含めて町民のひとりとして本当に理解できません。町としても、長年にわたり歳出削減の努力を続け、子育てや医療、介護などの、町として増大する地域の行政需要に対応するために、必死の努力を続けてきたことと思いますが、いまは国が改定しようとする社会保障制度は、各市町村、町民の方に大きな負担になることは避けられないことかと思っております。まだこの改定については、決定しておりませんが、町として、国のこの方針をどのような思いで考えているのか伺いたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えをいたします。国の介護保険制度の動きに対しましては、四戸議員ご指摘のとおり、既に各種報道において断片的に伝えられておりますが、正式な決定がなされていない現在におきまして、市町村、私どもの机の上には公式な通知が全く届いていないというのが現状でございます。いずれにいたしましても、今回の制度改正につきましては、町の財政支出の増加につながる可能性があるものと予想をいたしておりますので、町としては今後、厚生労働省から北海道を通じて通知される詳しい制度内容、制度改定内容の全貌を確認した上で、早急に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。

議長

四戸議員。

3番
四戸議員

まだ決定していることじゃないですけども町の考え方としては、持っておいたほうがいいんじゃないかなと思います。介護保険では、要支援の人への訪問通所介護を先ほど言いましたように市町村の事業に任せて、事業主の上限を定め、効率化を図ろうという考え方です。また、専門的な知識や戦略が必要なのに、費用の削減を国は市町村にやらせる考え方、現場の意欲を削ぐ政策だと思います。これでカットする費用は1600億円。こういう国のやり方が、本当の社会保障制度の改革なのか、私としても理解ができません。この10年間、雇用が拡大したのは、医療と介護の領域です。全国においても、雇用が230万以上増えていると報道されています。先ほどから話してまいりましたこれからの町の施設についても、雇用の場所としての考え方も必要ではないかと思いますが、最後にですね、町長の考え方をお聞きしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長

町長。

町長

それではお答え申し上げます。いま現在進められております介護保険制度のこのたびの改正をしようとする件については、課長の答弁のとおりでございますが、今後高齢者がふえていくなかで、現在の施設では、待機者が多くなると考えておりますが、今後において町はどう対応していくのかっていうご質問でございますけれども、現在急速に進む少子高齢化のなかで、75歳以上のお年寄りの方だけでも、9月末現在では約1000人ということございまして、年々高齢化が進むなかで、施設への待機者をなくすということは極めて困難なのかなというふうに思っておりますし、また介護保険施設の整備は同時に、介護保険料にはね返るといふか引き上げにつながることから、今後必要な事業の推進とともに、一方で町民にとって、介護保険料の急激な増高につながらないように事業整備と適正負担の両面を総合的に勘案しながら、慎重に進めていく必要もあるというふうに考えてございます。町としても、高齢者の皆さんが住み

慣れた地域で本当に安心して暮らせることが一番望ましいというふうに考えております。したがって、今後とも病院の訪問診療、あるいは在宅福祉サービスというようなことで現在行われておりますヘルパーのサービス、あるいはデイサービス、またショートステイサービスに重点を置くことが重要というふうに考えているところでございます。そのためにも、地域で暮らす人方がお互いに助け合い、支え合っていくことが非常に重要でございます。そういったことから、福祉ボランティア制度もその一環というふうに考えているところでございます。今後の高齢者福祉対策については、第一にはやはり住み慣れた自宅、地域で生活続けられるように、自分自身も頑張ってもらいながら、そして、家族だけでなく、周囲からの見守りなどの温かい応援が必要というふうに考えてございます。また第二には、行政としても地域包括支援センターを中心としながら、相談、総合的な相談業務、また介護予防に向けた教室活動と地域ケア体制をさらに充実していくことが必要だというふうに考えてございます。また第三には、自宅での生活が難しくなった場合には、先ほどご質問あったように、町内の施設であります、老人福祉寮やすらぎ、あるいはケアハウスのしずか、また今年度開設されたグループホーム、こころのホームふれない、さらにはかつら園などに入所しながら、利用していただくとともに、国保病院の療養型病床など、それぞれ医療、介護、福祉との連携のなかで対応していくことが重要というふうに考えてございます。また第6期の介護保険事業計画を樹立するのが26年になろうかと思いますが、実施は27年から29年の3か年でありますが、その際に、将来展望も含めて介護保険施設の整備について十分検証しながら、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長

四戸議員の質問は終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了しましたので、日程第5、一般質問を終了します。

日程第6、議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第1号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに改正条文内容につきましてご説明申し上げます。本条例の提案理由につきましては、昨年8月8日に出されました人事院勧告につきましては、国は一般職の給与に関する法律の一部を改正する法案が本年6月17日に成立し、平成26年1月1日から施行することとなったことから本勧告に基づき、職員の給与の改定を行うべく条例改正の提案をいたすものでございます。それではまず、本日配布しております、給与改定の概要につきましてご説明を申し上げます。資料の左側が給与改定の概要、右側が町の措置方針としております。1の給与制度の改正内容であります、50歳代後半層におけます給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の改正を行うことが適正であることと人

事院は判断したところであります。具体的な措置といたしましては(1)と(2)に記載しておりますが、まず(1)55歳を超える職員は標準成績では、昇給の停止であります。これまでは、標準的勤務成績では2号俸昇給可能でありました。今後におきましては、標準的な成績であれば昇給停止となり、勤務成績が特に良好の場合に昇給させることができる取り扱いとする内容となっております。(2)の高位号俸から昇格した場合の俸給月額増加額の縮減であります。昇格させる場合には、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する昇格時号俸対応表に定める号俸とすることとなっております。この昇格時号俸対応表において、50歳代後半層の昇格時における俸給月額の縮減を図る内容となっております。2の実施時期であります。記載のとおり、平成26年1月1日であります。続きまして、本勧告に基づく町の措置方針についてであります。一般職におけます給与改定につきましては、これまでにおいて、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠するとともに、労使交渉等によって決定してきているところであります。人事院勧告に基づき、給与改定について実施していきたいと考えているところであります。次に、3の平成25年度人事院給与等に関する報告であります。民間給与との格差といたしまして、額にして月額76円、率にして0.02%国家公務員が下回っている結果となったところであります。この格差については、平均年齢43.1歳のものとなっております。ボーナスについては民間での支給割合が年間3.95か月に対し公務員においては3.95か月と均衡しているため改正を行わないと報告されております。以上のことから、平成25年度については人事院勧告でなく給与等に関する報告となっております。続きまして、給与条例の改正内容についてご説明いたしますので、議案書の3ページをお開き願いたいと思います。職員の給与に関する条例の新旧対照表に基づき説明させていただきます。左側が改正案であります。第4条につきましては級の決定及び初任給、昇格の基準に関する規定であります。第5項において規定しております、昇給の取り扱いにつきましてはこれまで、標準的な勤務成績であれば2号俸、55歳以下の職員につきましては通常4号俸でございますから、その半分が昇給可能でありました。今後におきましては、標準的な成績であれば昇給は停止となり、勤務成績が特に良好である場合に限り昇給させることができる取り扱いとするものであります。附則といたしまして、平成26年1月1日から施行しようとするものであります。職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例にかかわる提案理由並びに改正条文の説明とさせていただきますので、よろしくご審議願います。以上であります。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。6番千葉議員。

6番
千葉議員

6番千葉です。今、一連の改正のご説明がありましたけども、これも私議運終わってから持ち帰っているいろいろ調べてみたんですけども、どうなんでしょうね、

平取町自体に明確な人事評価制度がないなかで、良好とか特に良好とかこの勤務成績、どのように今後とらえていくのか。もうちょっと補足で説明をいただきたいんですけども。あるいはその全く改めて、人事評価制度、今後できるだけ近いうちにちゃんとしたものを確立するよという考えがあるのかも含めてお伺いしておきたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

はい、昇給時の評価の関係でございますが、人事評価制度については現在導入してないということになりますので、55歳以上にある立場の職員についての関係につきましては個々詮議のなかで昇給の判断をしていかなければならないのかなということで考えております。あと、人事評価制度の関係につきましては、今後平取町については小さな町村でございますので、人事評価制度の導入についてはなかなか難しい面もありますけれども、今後、人事評価制度についてはですね、調査研究をしていかなければならないということで考えております。以上であります。

議長

千葉議員。

6番

千葉議員

であればですね、やはり今この段階で改正の中身、これはやっぱり私には理解しがたいものがあるんですよ。なんというのかな。だから通常で考えて今までどおりという考え方にどうしても返り咲いてしまうんですけど、どうなんでしょうその辺。どうお考えでしょうか。

議長

副町長。

副町長

この給与改定の問題につきましては、先月開催されました総務文教常任委員会でもご説明をして、ただいまの千葉議員のご質問と同じようなご質問が、常任委員会のなかで出されております。今、総務課長ご説明したとおり、平取町には人事評価制度が現在ありませんので、従来通り町理事者が個々詮議のなかで、職員のモチベーションが下がらない状況のなかでこれを運用していきたいということで考えております。将来的には人事評価制度を創設して、そのなかで対応していきたいということで考えておりますけれども、管内各町まだ人事評価制度を導入している町村もないというような状況のなかで、これから調査研究をしてまいりたいということで考えております。いずれにしても、当町給与改定に関しましては、人事院勧告どおり、過去実施をしてきているというような状況でございます。本年については人事院勧告ということではなくて、給与等に関する報告ということで出されておりますけれども、これらに倣いながら実施をしていきたいということでございます。一番肝心な人事評価については、先

ほど申しましたとおり、個々詮議の範疇のなかで理事者が対応して整理をしていきたいということで考えておりますのでひとつよろしくご理解をしていただきたいと思ひます。

議長

千葉議員。

6 番
千葉議員

これ最後の質問になろうかなと思ひますけども、近隣の日胆地区の自治体のなかで、現在人事評価制度を明確に取り入れて運用してやっているとところがあれば教えていただきたいのと、それがどのように効果があるのか、その辺の実情は、平取町として調べているのかも伺っておきたいと思ひます。

議長

総務課長。

総務課長

近隣の町村というか管内の状況でございますが、日高町につきましては人事評価制度の導入を行っておりますが、実際的には試行段階ということで運用はされてないということでございます。

議長

ほかございますか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 6、議案第 1 号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第 7、議案第 2 号平成 25 年度平取町一般会計補正予算第 9 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

議案第 2 号平成 25 年度平取町一般会計補正予算第 9 号についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 1 8 7 万 6 千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を 6 8 億 8 9 6 2 万 6 千円とするものでございます。2 項におきましては、補正の款項の区分金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは事項別明細の歳出からご説明申し上げますので 10 ページをお開き願ひたいと存じます。2 款 1 項 5 目町有林造成費 1 5 節工事請負費 8 8 0 万円の追加でございます。これは町有林造成事業に係る平成 25 年度労務単価の変更に伴う事業費の増、及び今年度策定いたしました、新たな森林経営計画の策定に従ひまして、事業量の増による事業費の増額というものでございます。内訳は、保育間伐事業が面積で 4 3. 1 4 ヘクタール、

540万円追加、利用間伐事業が面積で7.52ヘクタールの増、150万円の追加となっております。作業路補修事業は皆伐計画事業量増に伴います作業路補修が950メートル増えたことによる事業費200万円の追加となっております。次に、2款1項9目企画費649万2千円の追加でございます。内訳といたしましては12節役務費263万2千円の追加でございます。これは平取町が所有いたします、光ケーブルが北電柱、NTT柱の工事等での支障移転等に伴いまして、それらの電柱に共架をしている光ケーブルも移設するということとなりまして、町内8か所分の移設にかかる経費を追加補正させていただくものでございます。19節負担金補助及び交付金386万円の追加となっております。これは生活交通路線バスにかかわる道南バス株式会社への補助金の増という内容で、平取町に関係する定期バス路線の運行のための収支の減収分を平取町が負担するということになってございますが、利用者人数の減少ですとか、燃料高騰によりまして、経費の増加等で収支が悪化をしているということでございます。当初予算1400万円を計上していたもののさらに386万円を追加いたしまして、補助金総額を1786万円とするものでございます。内訳といたしましては、北海道とともに負担する準生活路線分1系統173万3千円、平取町単独の補助金であります、生活交通路線維持費分11系統分でございますが、これが777万1千円でございます。富内線転換バス事業分5系統、これが835万6千円という内訳となっております。次のページをお開き願います。5款1項2目農業振興費19節負担金補助及び交付金、経営体支援事業補助金228万6千円の追加でございます。これは農業における意欲ある経営体、新規就農者など多様な形態が経営規模の拡大ですとか、多角化を図るために、必要な農業用機械等の整備の経費を、国が直接支援するというもので、かかる経費の30%が補助金として交付されております。当初予算では2名分の利用を想定いたしまして、600万円を計上しておりましたけれども、結果5名の申し込みがありまして、交付決定額が828万6千円となったため不足分である228万6千円を追加補正するという内容でございます。次に8款1項1目消防費19節負担金補助及び交付金、日高西部消防組合負担金750万2千円の減額でございます。これは組合予算の精査による減となっております、これにつきましては、本日お配りをさせていただいております資料にてご説明を申し上げたいと思いますので、ご覧いただきたいと思っております。平成25年12月補正総括表（消防費）という資料でございます。これに基づきます。まず、歳出の精査額でございますが、上から二つ目の表、歳出補正という表をご覧いただきたいと存じます。共通経費、消防支署関係費の精査をしております、共通経費で議会費、消防本部費、監査委員費などで48万円の減となっております。消防支署関係費では消防支署費が退職職員の給料、退職手当負担金等の減で325万9千円の減額、消防団費では、団員の増によります報酬と消防操作等の資材等の購入による増ということで181万円の増額となっております。消防施設費でございますが、これは救急車及び救急資材購入

費の入札残ということで76万8千円の減額となっております、消防支署関係費では221万7千円の減、歳出の精査額といたしましては、269万7千円の減額となっております。次に歳入精査額でございますが、歳入補正という表をご覧くださいと存じます。危険物の取扱手数料5千円の減、消防費国庫補助金の7万2千円の減、それから25年度の繰越金がございます、これは488万2千円ということでございまして、合わせて480万5千円の増となっております。従って、平取町の負担金といたしましては、下から二つ目の表となりますけれども、歳出補正額と歳入補正額を合わせた、750万2千円を減額補正するということになってございまして、補正後の負担金額を2億6312万3千円とするものでございます。消防費は以上でございます。次に、議案にお戻りいただきたいと存じます。12ページ、9款4項2目の公民館費でございます。18節備品購入費30万円の追加でございます。これは公民館の補助暖房用として購入するものでございまして、各部屋での使用と、特に公民館を葬儀で利用いただくことに伴い、受付ホールや親族休憩室での補助暖房についての要望が多いということ等を鑑みまして、今後の冬季間の利用等に対応するための業務用ストーブ2台、ポータブルストーブ2台を購入するものでございます。次に12款2項8目平取町金券基金積立金25節積立金150万円の追加でございます。これは子育て支援事業として実施しております、中学生以下の医療費支払い分に係る金券基金事業の支出見込みでございますが、これが当初予算を上回る見込みとなったために、追加をさせていただくものでございます。今年度当初基金残高が501万6千円ということでございまして、本年度の支出額が昨年度の実績等から推計いたしまして、650万1500円程度となる見込みであることから、その差額分を追加補正させていただくものでございます。次に歳入をご説明いたしますので、7ページにお戻りいただきたいと思っております。13款1項1目総務費使用料2節情報通信施設使用料83万7千円の追加でございます。これはNTTに貸し出しをしております光ファイバー通信回線使用料でございまして、当初予算では720件分の利用料を見込んでおりましたけれども、その後加入者数が増え、95件分の利用料83万7千円を追加いたしまして、今回補正するケーブル移設に充当するものでございます。次に、14款2項1目総務費国庫補助金2節企画費補助金でございます。これは金額に増減はございませんけれども、充当する補助財源の変更ということでございます。今年度びらとり温泉に設置いたします太陽光発電システムの整備事業に関しましては、当初、一般社団法人の新エネルギー導入促進協議会の補助制度を利用すべく、申請を進めていたということでございますが、当該協議会の予算枠の関係もあり、不採択ということになった経緯がございまして、代替する特定財源といたしまして、平成24年度の国の補正に伴う、地域の元気臨時交付金が充当可能となったことから、事業費3千万円の2分の1の財源1500万円の補助財源の変更を行うものでございます。8ページ、15款2項4目の農林水産業費道補助金1節農業費補助金228万6千円の追加でござ

いますが、これは歳出の農業振興費で追加させてきました経営体支援事業補助金で、歳出と同額を見込んでございます。次に16款2項1目不動産売払収入2節その他不動産売払収入、立木売払代880万円の追加です。これは皆伐が20ヘクタール増加するということに伴います立木売払代金の増となっております、今回補正の町有林造成工事の工事費に充当するものでございます。次のページをお開きください。19款1項1目1節繰越金、前年度繰越金4万7千円の減でございますが、今回の補正予算の追加、減額に係る財政調整等で減額となる一般財源の調整を繰越金で行うという内容になってございます。以上議案第2号平成25年度平取町一般会計補正予算第9号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。6番千葉議員。

6番
千葉議員

6番千葉です。ただいまご説明ありましたが10ページの2款1項9目19節生活交通確保対策事業の補助金のことについてお伺いしたいと思います。道南バスも大変厳しい経営状況が続いているというのは私も承知しておりますけれども、どうなんでしょうねこれ一般財源から収支が悪化ということで、今後多分ですね、このままいけば、やはり何らかのかたちで町のほうから支出を余儀なくされるという事態がやっぱり訪れてくると思うんですよ。で、私はいまの乗車率とか、それからバスの大きさ見ても貫気別の方面はほとんど乗車してない日もあったり、乗ってても2、3名というときがよく目にとまります。私はもうそろそろ道南バスのこのいわゆる収支悪化によるその補助金、これだけを点として見つめていくだけでなく町内の全般的にわたるですね、交通網についてですねそろそろ変更していくような、時期が訪れてるんでないかなというふうには思っております。例えば民間の活用もそうですし、それから、デマンドバスのあり方も運行場所も含めてですね総合的なやはり詰めの協議が必要かなというふうには思ってるんですけども、その辺の考え方、いま現在どのように思われてるのか伺っておきたいと思っております。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。今ご質問にあったとおりですね、年を追うごとに乗車率も減少をしているということでございまして、当然それにかかる燃料高騰等の影響もありまして、非常に当町が補助対象としての路線系統につきましても非常に厳しい状況だということでの認識でございます。特に貫気別方面の路線に関しては、その中でもさらに乗車率が低いというような実態もございまして、ご質問にあったとおり、全体的に、町民の足の確保をどうするかということを経営体支援事業補助金という観点から、やはり再度総合的に考える時期に来ているん

だというようなところの認識でございまして、その路線バスの代替として、もう5年前から試行というかたちであります但しデマンドというかたちで、国のほうから補助金をいただきながらやってきたという経緯がございすけれども、やはりそれらの結果も含めても、やはりかなり多額の財政支出等が必要だというようなこともあってですね、それらも含めて、やはり道南バスの路線の確保と、今後思い切って、ここは道南バスは切って、また違ったその路線体制にもっていくとかですね、そういうことも本当に総合的に考えなければならないというようなところもありまして、道南バスの考え方としては、やはり、赤字になる部分はやっぱり関係自治体をもってほしいというような意向も強いことから、本当にデマンドバスの結果なり、それから、実態として、その利用者がなぜバスを利用するかということまである程度踏み込んで目的が非常に単一といたしましょうか、例えば温泉を利用する方が非常に多いというのであればまた温泉専用の違ったその足の確保とか、そういうことも考えながら、総体的な検討が必要になってきている時期だというような認識でございす。

議長

千葉議員。

6番
千葉議員

まあ全く今遠藤課長が答弁されたことに尽きるわけですけども、私やっぱりもうそろそろ来年度に向けてですね、今言われた中身をやっぱりひざを詰めた話し合い、それから地域の実情の調査も含めてですね、できるだけ早い時期というふうに思ってるわけですけども、これいつから今言われたような問題点洗い出してやっていくお考えなのか伺っておきたいと思ひます。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

もうそういった議論としましては、地域交通の活性化協議会というのが、まあ主にデマンドバスをどうするかというような協議もありますが、その辺も今回貫気別の試験的なデマンドバスの運行の結果等も踏まえて、やっぱり路線バスもさらにどうするかといった深い議論も踏まえて、また来年度から新たな審議内容といたしまししょうか、そういうものに入っていくかなければならないかなというふうに考えてございまして、そういったものに対しても、議会、それから町民の皆さんにも、その内容等をお諮りしながら、さらに総括的な議論にしたいというような考えでおります。

議長

10番平村議員。

10番
平村議員

ただいま千葉議員がおっしゃったことと重複するんですけども、いままで何回も路線バスについてのいろいろな企業努力をやってほしいということで要望してたんですけども、なかなか道南バスも路線変更とか、そういうかたちを

とっていないので、まあいまデマンドバスとかそういうのは町でやっていますけれども、赤字になったから補助金を増額してくれということではなく、やはり会社にもう少し企業努力をして、みどりが丘になんか300も500戸の戸数がありながらバスを上を上げてってお願いしてもなかなか上がりませんし、下のほうの町のところからっぽのバスが、もう何度も往復しているような状態のなかで、赤字になったから補てんしてくれということでは、やはり道南バスも企業努力が足りないと思いますので、その辺は町のほうでそういう話し合いを道南バスとやったのかどうかその辺も聞きたいのと、やはり私たちには、企業努力しているように見えませんので、ただ赤字になったから補てんをお願いしますっていうのは本当に私たちも賛成できませんのでその辺の経緯をお聞きしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

お答え申し上げます。毎年この生活交通路線等の補助金に関しましては、申請の前に事前に協議をさせていただいているということがございまして、やはり企業努力という部分では、もっと総合的な経費の抑制とか、そういうものができないのかということでもいろいろこうお話しをさせていただいているところがありまして、生活交通路線の維持分に関しましては、申請の70%の補助というようなことにもなりますし、その辺はやはり道南バスさんのそういった経営努力と私どもの公共的な交通機関の足の確保という、そういった思惑といたしまししょうかそういうのが合致するような適切な協議を毎回させていただいているということでも進めさせてはいただいているんですが、やはりなかなか赤字を町が十分補てんできないという状況になれば、やはり撤退というようなことが、最終的な結果になるというようなことにもつながりますし、現時点でそういう、ぼんとう路線を撤退というかたちであげられた場合の、足の確保がさらに困難になるというようなことでもありまして、なかなか現状とそういったその交渉といたしまししょうか、そういうもので、やっぱり、困難さといいたしまししょうか、そういうのがあるなという認識で担当としてはおりまして、これも先ほど千葉議員に答弁したように、総合的に、やはり切るべきところは切って、こういうものにしていくというような議論をこれから重ねて、より適正な道南バスの路線の確保というものを考えていかなければならないのかなというふう考えております。

議長

ほか、8番山田議員。

8番
山田議員

8番山田です。7ページのですね、14款2項1目総務費の国庫補助金でございますけれども、新しい補助金で金額的にはかわらないんですけども、名前が変更で1500万ということで、温泉の太陽光発電ということは、計画のなかに

ありましたので理解しているんですけども、今課長の口のほうから今年度の予算としてっていうことの言葉遣い出たんですけども、今の建物が果たして今年度中にできて、補助金がまともに使っていけるのだろうかという心配を今したんですけど、その辺お聞かせいただきたいと思います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 太陽光発電に関しましての工期は3月の末というような設定をさせていただいておりますので、それまでに完成するような段取りで、いまもう着工しておりますけども、そういう運びで進めさせていただいております。

議長 山田議員。

8番 山田議員 自分の見た限りでは到底太陽光発電なんかできる状態じゃないなというちょっと判断したもんですからちょっと不安に思いました。この発電に関して、もし発電がなるとすれば、これは温泉施設内で全部消化するというかたちの考え方でよろしいのでしょうか。それとも北電に売電してのまた再利用というかたちでの考え方でよろしいのでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 以前のエネルギー導入促進対策事業補助金もそうでしたが、こういう補助金を導入する公共的な施設に関しては、売電してはだめだよと、というような規制がございまして、あくまですべてその施設内で使うということで進めさせていただいております。

議長 山田議員。

8番 山田議員 まあ、明日産厚ありますのでまた質問させていただきます。あと9款4項2目公民館費のなかでストーブを購入するとありますが、ポータブル2台に業務用2台ということで、自分としてはこういうもの全部町長のエネルギーの考え方の基本のなかにはやはりお金じゃないよと、やっぱりこういう木材だとかを使って環境に優しいエネルギーを使っていくんだという言葉遣いが何回も聞かれたわけなんですけどもこうして・・・ストーブというのも石油かと思うんですけども、遠藤課長も当然担当なんですけどもそういう考え方、ペレットストーブだとかそういうのを普及しておきながらこういう考え方になるのかどうか、そのへんちょっと考え方を聞かせてください。

議長 まちづくり課長。

まちづく
り課長

いま、さらにバイオマス構想の検討を、議会からも代表で櫻井議員、来ていただいておりますが、検討委員会というようなかたちで進めさせていただいて、エネルギービジョンのさらに再検討というようなことも含めていま策定に向けて進めさせていただいているところでございます。そのなかでは、当然木質バイオマス等もやはり公共施設に普及させていくというような方向性が出ていくんだと思います。ただ、今回の補正に関しましては、ポータブルの灯油用の補助暖房というようなことございまして、まだ技術的にそういうものが木質等でやれるかというところまでできてないというような実態もございまして、今回その補助的な暖房で、こういった備品を整備するというところで、まだバイオマスとか、そこまでの内容で今回購入するというものではないということをご理解いただければと思います。

議長

3回なんですけど、特別許可します。山田議員。

8番
山田議員

議長のおはからいでもう1回だけ質問させていただきます。いま補助的なストーブという考え方あったんですけども、役場の庁舎の下に置いてあるのも補助的なストーブの一部だと思うんですけども、確かに。そういう考え方なら自分はこれをやればおそらく煙突立てて穴をあけててっていう、お金もかかるでしょうっていう考え方なんですけども、前段申したとおり町長の考え方のなかに、こういう自然物のチップを使ったストーブ等などをやっていくということで、何回も頭に残ってるものですから、今後のエネルギービジョンの転換もいろいろ考えておられるんでしょうけども、ちょっと若干、腑に落ちなかったものから質問させていただきました。

議長

副町長。

副町長

この備品の購入につきましては、予算提案のときにご説明したとおり、公民館の備品ということで予算提案をしております。ご承知の通り、公民館、昨年からは葬儀に使用するようになっております。公民館の大ホールの前を受付の会場にして葬儀を実施をしてるんですけども、いわゆる暖房の入ってない期間、暖房が切れてからの時間帯、かなり冷え込んでくるという状況のなかで、あくまでもこのストーブについては移動式の、手で持ち運びのできるストーブということで考えております。4台で30万のストーブでございますので、今、山田議員のご質問にあったそのエネルギービジョンの考え方を変えるとかというような、そういう範疇のものではないということをご理解をいただければなというふうに思っています。庁舎内にも2か所ペレットストーブ置いておりますけども、あれについては、基本的には固定式というかたちで設置をしております。常時、来客者に見ていただけるよう、展示をしながら、利用していると

いうことをございますので、その精神についてはですね、これからも活かしていきたいというふうに思っておりますのでひとつよろしくご理解をしていただきたいと思ひます。以上でございます。

議長

ほかございませんか。ないようですので、質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

それでは、討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第2号平成25年度平取町一般会計補正予算第9号は原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第3号平成25年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務
長

それでは議案第3号平成25年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。第1条、平成25年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるものでございます。第2条、平成25年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。収入第1款病院事業収益、既定予定額7億3657万8千円。補正予定額は減額の1915万9千円、計7億1741万9千円。第1項医業収益の補正予定額は、減額の1915万9千円となっております。次に支出、第1款病院事業費用、既定予定額7億3657万8千円、補正予定額は減額の1915万9千円、計7億1741万9千円、第1項医業費用の補正予定額は減額の1915万9千円となっております。第3条予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めようとするものでございます。職員給与費、既定予定額4億5947万6千円。補正予定額、減額の1915万9千円、計4億4031万7千円となっております。次のページをお開き願ひます。平成25年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。補正予定額は記載のとおりでございますので、詳細は次のページからの説明書によりご説明いたしますので、省略をさせていただきます。それでは支出からご説明させていただきますので、16ページをお開き願ひます。収益的支出の第1款病院事業費用第1項医業費用第1目給与費でございます。補正予定額は減額の1915万9千円となり、節の内訳は、1節給料が医師の身分変更、職員の異動、退職等により1558万円の減額、2節手当につきましても、医師の身分変更、職員の異動、退職等により執行額を精査し、1530万4千円を減額しております。3節報酬の嘱託職員報酬につきましても、医師の身分変更による給与支給科目の変更で1156万8千円の増額と嘱託医師等業務報酬は常勤医の勤務負担の軽減などによ

り、外部医師の依頼が増加していることにより、300万円を増額しております。合計で1456万8千円の増額となっております。4節法定福利費は、1節給料と3節報酬の増減により精査し、388万7千円を減額しております。5節退職給与金は、嘱託職員の退職により退職一時金の支給額を104万4千円増額しております。次に、収入の部をご説明させていただきますので、戻って15ページをご覧ください。収入ですが、第1款病院事業収益第1項医業収益第1目入院収益を950万円減額、第2目外来収益も965万9千円を減額しております。収入補正額合計が1915万9千円の減額、支出補正額も1915万9千円の減額とし、収入支出とも同額としております。次に17ページをお開き願います。給与費明細書でございます。先ほどご説明いたしました、収益的支出の給与費の補正に関する額の変更でございます。1. 総括表の職員数の中の一般職は2名減、嘱託職員が1名増として計上しております。給与費、法定福利費、退職給与金は先ほどご説明させていただいた額の増減を記載しております。職員手当の内訳は各種手当の増減となっておりますので、詳細の説明は省略をさせていただきます。一番下の表は、給料及び手当の増減額の明細でございます。給料手当とも職員の異動等による増減額を記載しております。以上平成25年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。10番平村議員。

10番
平村議員

平村です。病院の補正予算にかかわって2点ほどちょっとお伺いしたいと思っております。一つ目は、・・・的なことなんですが、今回の補正予算の第2条で入院外来収益の予定額の減額補正をされていますが、この補正に関連して、当初、予算第2条の業務の予定量で年間患者数それから一日平均患者数を合わせて、補正すべきではないかと思っておりますが、この点についてお伺いしたいと思っております。一応地方公営企業法のなかでは、第24条の第1項で業務の予定量を定めることになっていきますし、同法の施行令第17条では、予算には業務の予定量を含めて、12項目の事項を記載するということになっていきますので、この法的根拠から、今回の補正予算に予定量の変更をすべきではないかと考えますが、この点について一つお伺いしたいと思っております。もう一つ、二つ目は補正予算は医師、看護師等の異動に伴う給与関係でこの点については、議運のときの説明をいただき、理解していますが、減額補正の財源は、ほかの科目にもあると思っておりますが、年度途中で入院外来収益を減額した補正予算については、どのようにお考えしているのか、一般会計のなかで繰入金もありますし、その他補正財源を求めるのは、入院外来収益が減っている場合は、企業会計の独立採算性の制度から、年度途中の減額は適切ではないのではないかと考えます。それは、予算内容をみますと、例えば一般会計負担金繰り入れしてますね、そのほかにもま

た財政調整財政資金としても、予算を持っていますので、そのなかで減額する方法をとったらよいのではないかと思うのですが、その辺ちょっと疑問に思いますので、お答え願いたいと思います。

議長

病院事務長。

病院事務
長

お答えいたします。まず予算の関係の予定量の変更でございますけれども、今回の補正につきましては、医師1名と薬剤師の変更ということで予定量の変更は行わず、この部分を減額させていただいたということでございます。あと、科目の収入のほうですね、入院収益と外来収益のほうから今回の補正の額を減額させていただきましたけれども、この減額の方法についてはいろんな方法があると思うんですけれども、今回の補正につきましては、大きなものが医師の退職、というか身分の変更ということでございますので、入院と外来の収益からそれぞれ約半分ずつを減額させていただいたということになっております。

議長

平村議員。

10番
平村議員

それも理由はわかるんですけれども、やはり企業会計で単独でやっぱり企業努力をしなければならぬなかで医者がやめたわけではないですし、そういうなかで特にここで補正をしなくても、もうちょっと企業努力して年度末で調整する方法とか、先ほども申しましたように、財政調整の基金があるので、そこでやったほうが、やはり病院としての企業努力をやっぱり一般市民にも見てもらわないと、それでなくてもいろいろ不満が出ているなかで、そういう方法のがよかったのではないかと思いますけど、その辺の見解をちょっとお伺いしたい。

議長

病院事務長。

病院事務
長

このことにつきましては、先日の議運のなかでも申し上げましたけれども、補正、減額もありますけれども当然増額分もありますので、今回の議会で補正していただかないと執行できないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長

よろしいですか。ほかございますか。なければ、質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第3号平成25年度平取町国民健康保

険病院特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第4号平取町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは、議案第4号平取町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。配布しております、後期高齢者医療保険における延滞金等の割合の特例の見直しについての資料にてご説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。まず、改正の目的でございますが、最近の低金利の状況を勘案し、国税において市中金利を踏まえた水準に延滞の割合の特例が見直され、平成26年1月1日以降の期間に対応する町税同様後期高齢者医療保険料における延滞金の割合を見直すこととなり、本議会に提出したところでございます。改正の概要でございますが、条例附則第3条の延滞金の割合の特例についてでございます。特例措置として、特例基準割合（注2）下段に記載しておりますが、に定率を加えてそれぞれの割合を求めることとします。現行と改正後の比較は下記のとおりでございます。まず現行制度でございますが、納期の翌日から1か月を経過する日まででございますが、現行の特例でございますが、本則7.3%でございますが、特例基準割合（注1）下段に書いておりますが、各年の前年の11月30日の日本銀行法第15条1項1号の規定により定められた商業手形の基準割引率に定率でございます年4%を加算した割合でございます。いま現在では4.3%でございます。納期限の翌日から1か月を経過する以後でございますが、これは14.6%で特例なしで14.6%になっております。続いて改正後でございますが、納期限の翌日から1か月を経過する日まででございますが、改正の特例といたしまして、本則7.3%の割合にあつては、特例基準の割合（注2）でございます、これは租税特別措置法第93条2項の規定により、財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の前々年の10月から前年の9月における平均に1%を加算した割合でございます。それにさらに定率の1%を加算するということになりまして、改正後の基準の割合が3%ということになります。納期限の翌日から1か月を経過する以後のものでございますが、これにつきましては本則14.6%の割合にあつては特例基準割合（注2）でございますが、それにプラス7.3%を加算するものでございます。よつて割合につきましては9.3%となります。特例の割合が本則を超える場合につきましては、本則の割合といたしません。以上、この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第4号平取町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第5号平取町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは、議案第5号平取町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の説明資料によりまして、この概要をご説明をいたしたいと思っております。介護保険料における延滞金等の割合の特例見直しについてであります。先ほど、町民課長から後期高齢の関係でご説明申し上げました内容と同様、最近の低金利の状況を勘案し、国税において市中金利を踏まえた水準にするため、延滞の割合の特例が見直され、平成26年1月1日以降の期間に対応する町税及び後期高齢者医療保険料と同様に介護保険料における延滞金の割合を見直そうとするものであります。内容につきましては、平成25年12月31日までの現行の延滞金の割合は、納期限の翌日から1か月を経過する日まで及び納期限の翌日から1か月を経過した日以後、本則は14.6%でございますが、それを平成26年1月1日以降から、納期限の翌日から1か月を経過する日までを本則7.3%といたしまして、1か月を経過した日以降を14.6%、現状のままということでございます。ただし、改正後の特例といたしまして、特例基準割合に1%加えた率、改正後の基準による割合といたしまして、1か月を経過する日までは3.0%、1か月を経過した日以後については9.3%にそれぞれ改正しようとするものであります。備考以下の説明につきましては先ほど町民課長が説明した際の事項と内容が重複いたしますので、省略をさせていただきたいと思っております。この条例は平成26年1月1日から施行しようとするものであります。以上、改正の概要についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。以上です。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第5号平取町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第6号平成25年度平取町一般会計補正予算第10号を議題

とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづく
り課長

議案第6号平成25年度平取町一般会計補正予算第10号について説明を申し上げます。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の補正を68億9062万6千円とするものでございます。2項におきましては、補正の款項の区分、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは事項別明細の歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。2款1項14目諸費8節報償費100万円、平取町名誉町民弔慰金100万円の追加でございます。これは12月9日に逝去されました名誉町民中道善光氏に贈る弔慰金100万円となつてございまして、平取町名誉町民に関する条例第6条の規定によりまして、支出するものとなつてございます。前のページにお戻りいただきまして、19款1項1目1節繰越金、前年度繰越金100万円の追加でございます。本補正に係る財源は前年度繰越金を充当するというようにしてございます。以上、議案第6号平成25年度平取町一般会計補正予算第10号についてご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従つて、日程第11、議案第6号平成25年度平取町一般会計補正予算第10号は原案のとおり可決しました。

日程第12、報告第1号委員会審査報告について、

日程第13、報告第2号委員会審査報告について、以上2件を一括して議題とします。決算審査特別委員会委員長より、平成25年第10回定例会認定第1号平成24年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、同じく認定第2号平成24年度平取町各会計決算認定については、それぞれ認定すべきとの審査報告が提出されております。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、報告第1号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛

成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、報告第1号委員会審査報告については報告どおり認定と決定しました。

続いて報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、報告第2号委員会審査報告については報告どおり認定と決定しました。

日程第14、請願第8号2014年度地方財政の確立を求める請願について、日程第15、請願第9号利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める請願について、以上2件を一括して議題とします。この2件の請願の取り扱いにつきましても、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番
山田議員

請願についての取り扱いということで報告させていただきます。提出されております請願2件について、12月4日に開催されました議会運営委員会で協議をいたしました結果、以下の通り、各常任委員会に付託をして審査することで意見の一致をみております。まず、請願第8号2014年度地方財政の確立を求める請願については、総務文教常任委員会へ付託。次に、請願第9号、利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める請願については、産業厚生常任委員会への付託としておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、日程第14、請願第8号は総務文教常任委員会に、日程第15、請願第9号については産業厚生常任委員会に付託し審査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、日程第14、請願第8号は総務文教常任委員会に、日程第15、請願第9号については産業厚生常任委員会に付託して審査することに決定しました。

日程第16、意見書案第11号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番山田議員。

8番
山田議員

それでは、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案として朗読により、説明とさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第16、意見書案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、意見書案第11号は原案のとおり可決しました。

お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会における所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりです。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。以上で議案の審議は終了いたしました。本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案6件で原案可決6件、報告2件で認定2件、請願2件で委員会付託2件、意見書案1件で原案可決1件、承認1件で決定1件となっております。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。従って、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思えますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。平成25年第12回定例会を閉会します。閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げたいと思えます。

(議長、町長より納めの挨拶)

(閉 会 午後 2時30分)